

令和 8 年度

農林業行政の概要



都城市民憲章の理念を象徴化したものです。

中央には霧島を配し、そこには、明るい光の中を風が吹きわたり、
澄みきった水が流れています。

そして、サクラの花で市民が集う様子を表現しています。

都 城 市

農 政 部
環境森林部
地域振興部
観光 PR 部

農政課・農産園芸課・畜産課・農村整備課
森林保全課
各総合支所産業建設課
みやこんじょ PR 課

目 次

第1章 都城市の概況	1
1. 位置・地勢	1
2. 沿革	2
3. 産業・経済	2
第2章 施策の基本方針及び予算	3
1. 令和8年度農林業施策の基本方針	3
2. 令和8年度農林業関係歳出予算	4
3. 令和8年度当初予算のポイント	5
第3章 事業の概要	7
1. 農政課	7
2. 農産園芸課	10
3. 畜産課	12
4. 農村整備課	14
5. みやこんじょ PR 課	16
6. 森林保全課	18
第4章 農林業事業のお知らせ	21
農政課	
1. 認定新規就農者制度	21
2. 農業後継者・新規就農者支援①	22
3. 農業後継者・新規就農者支援②(都城市農業後継者等支援事業)	23
4. アグリチャレンジ!「トラサポ事業」	23
5. 都城市農業施設情報バンク	24
6. デジタル就農相談事業	24
7. 認定農業者制度	25
8. 家族経営協定	25
9. 農業制度資金	26
10. スマート農業促進事業	27
11. 農地確保推進事業	27
12. 中山間地域等直接支払交付金事業	27
13. 社会貢献型都城産農畜産物活用モデル事業	27

農産園芸課

14. 経営所得安定対策事業	28
15. 園芸振興対策事業	29

畜産課

16. 都城牛繁殖素牛促進事業	29
17. 肉用牛担い手農家支援事業	29
18. 都城産宮崎牛生産基盤整備事業	29
19. 優良次世代乳用牛確保事業	30
20. 養豚生産性向上対策事業	30
21. 優良基礎雌馬保留事業	30
22. 鳥インフルエンザ等防疫対策支援事業	30

農村整備課

23. 災害復旧事業	30
24. 防災重点ため池整備事業	30
25. 多面的機能支払	31

みやこんじょPR課

26. 都城もえ産品開発事業補助金	31
27. 都城のチカラ～地場産品～	31

森林保全課

28. 緑の募金事業	31
29. 狩猟免許取得促進事業	32
30. 特用林産物生産基盤強化対策事業	32
31. 森林環境譲与税活用事業(作業省力化・分散化支援事業)	32
32. 森林環境譲与税活用事業(林業担い手支援事業)	33
33. 森林環境譲与税活用事業(持続可能な森林づくり事業)	33
34. 森林環境譲与税活用事業(造林スタートアップ事業)	34
35. 森林環境譲与税活用事業(木育推進事業)	34
36. 森林環境譲与税活用事業(再造林率向上強化対策事業)	34

第5章 都城市農林業統計関係資料 35

第6章 都城市農林業関係行政組織図 44

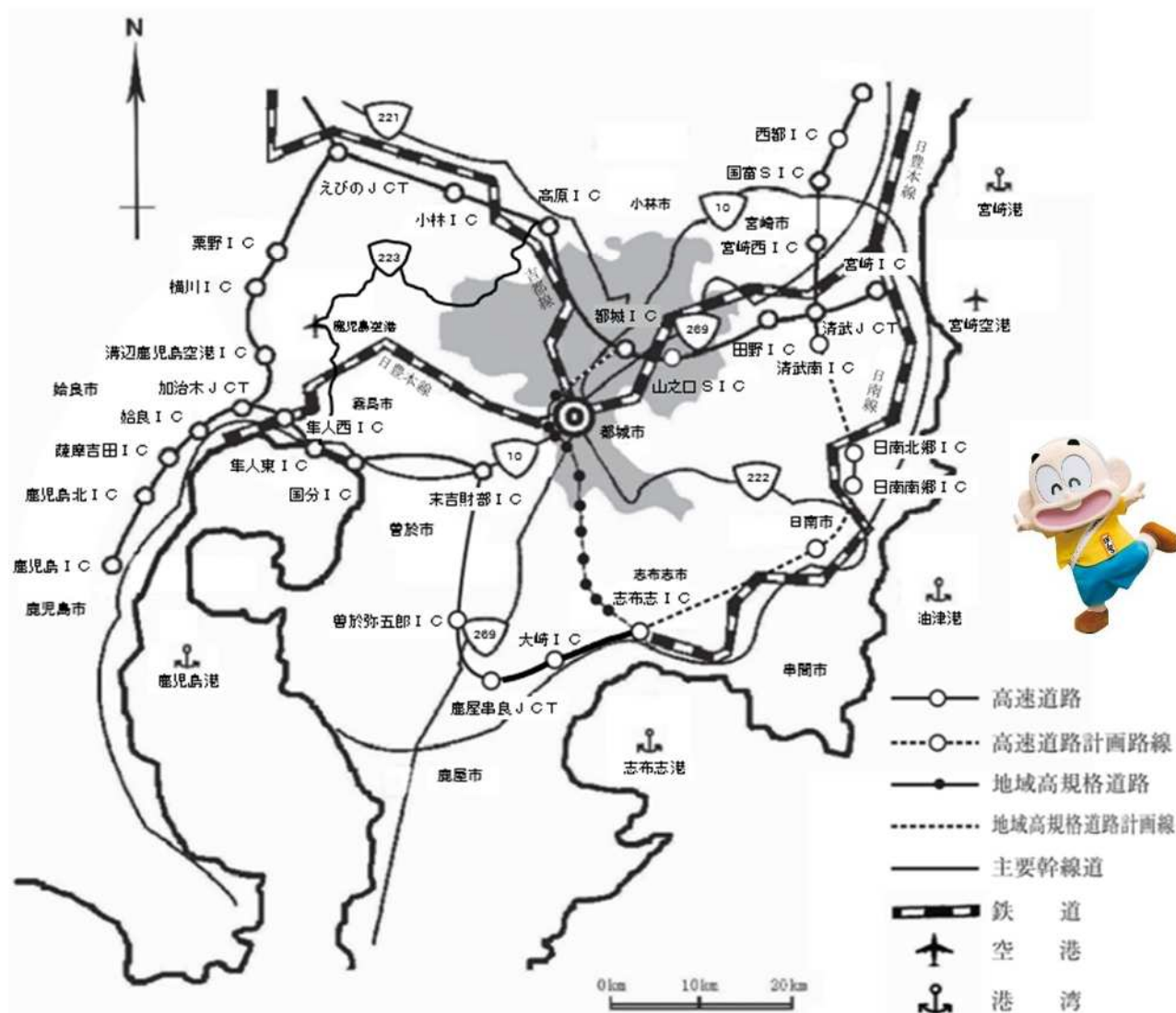
第1章 都城市の概況

1. 位置・地勢

都城市は総面積 653.36 km² で宮崎市と鹿児島市のほぼ中間にあり、広大な都城盆地の中央に位置しています。土壌は、火山灰土壌、沖積土が主体であり、シラス・ボラ・赤ホヤが広く分布した特殊土壌地帯です。

気候は、盆地特有の内陸性気候で、夏冬や昼夜の気温差が大きく、四季を通じて風力が弱いため、霧の発生や夏の雷が多いです。積雪はほとんどありません。

交通は、南九州の要衝として九州自動車道をはじめ5本の国道、主要地方道が縦横に延び、鉄道は日豊本線、吉都線が交差し、40 km圏内に宮崎・鹿児島の両空港があります。さらに、国の重要港湾に指定されている志布志港まで約 40 kmと恵まれた状況にあり、令和7年3月 23 日に全線開通した地域高規格道路「都城・志布志道路」により、拠点性の一層の高まりが期待されています。



2. 沿革

古くから南九州の交通の要衝だった都城。中世には日本最大の荘園島津荘の中心地域であり、島津家発祥の地と言われています。室町時代には地名の起こりとされる「都乃城」を北郷氏が築城。その後、明治維新にいたるまで、薩摩藩最大の私領として、北郷(都城島津)家が統治していました。

明治4年 11 月には都城県が設置。明治 22 年5月1日の市制町村制の施行により都城町に、大正 13 年4月1日には都城市として市制を施行。その後、近隣の町村と合併を重ね、平成 18 年1月1日には都城市、山之口町、高城町、山田町、高崎町の1市4町の合併により人口約 16 万人を有する南九州の中核都市として現在に至っています。

3. 産業・経済

都城市は地理的条件に恵まれ、経済圏は北・西諸県郡、県南、鹿児島県曾於市、志布志市にまでおよび、その経済圏域人口は 365,016 人(令和7年)です。

都城市の就業人口は 75,056 人(令和2年)であり、産業別では第1次産業 6,319 人(8.4%)、第2次産業 17,526 人(23.4%)、第3次産業 49,788 人(66.3%)(令和2年)となっています。また、製造品出荷額約 4,864 億円(令和5年)、卸売・小売業販売額約 4,898 億円(令和3年)で地元農産物を基盤とした食品製造と南九州の物流の拠点として発展しています。

農業は温暖な気候に恵まれ、食料供給基地として南九州の中核を成しています。品目別では肉用牛、豚、ブロイラーが盛んで農業産出額の約8割を畜産部門が占めています。また、古くから名産地として知られるお茶や土もの野菜(かんしょ、ごぼう、さといも、らっきょう)の栽培が盛んで、近年は雨除け・加温ハウスによる果菜類や花きの導入が進むなど、畑地かんがいを利用した多様性に富んだ農業経営が展開されています。

商業は卸売業及び小売業の事業所が 1,773 事業所(令和3年6月1日現在)、従業者数は 13,537 人(令和3年6月1日現在)で、経済圏内(約 36.5 万人)の商業の拠点としての役割を担っています。

工業は工場数が 241 事業所(令和6年6月1日現在)、従業者数は 11,871 人(令和6年6月1日現在)で、食料品、飲料等の生活関連型製造業を中心に発展しています。工業製造品出荷額は宮崎県内第1位で、電気機械・金属製造業のほか、弓・木刀などの伝統工芸品、お茶・家具などの地域資源加工業といった幅広い業種が息づいています。地場産業である食品製造業や家具製造業の中には、それぞれ食品団地、木工団地に移転・協業化している企業もあり、連携強化や公害防止化を図っています。今後、工業団地の整備などもあり、雇用の促進や都城圏域の更なる活性化が期待されます。

第2章 施策の基本方針及び予算

1. 令和8年度農林業施策の基本方針

都城市の農業は、農家数5,460戸、耕地面積11,700haと宮崎県全体の約2割を占める規模であり、市町村別農業産出額は5年連続で全国第1位となるなど、地域経済を支える基幹産業として重要な役割を担っています。また、本市の森林面積は36,186haで市の総面積65,336haの約55%を占めており、豊かな森林資源にも恵まれています。

一方で、農業分野においては、担い手の高齢化や後継者不足により農業従事者が減少しており、耕作放棄地の増加が課題となっています。また、国際的な貿易自由化の進展や消費者ニーズの多様化など、農業を取り巻く環境は大きく変化しています。さらに、畜産が盛んな本市においては、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜防疫対策や、有害鳥獣被害への対応も重要な課題となっています。

このような状況を踏まえ、本市では担い手の確保・育成や農地の集積・集約化を進めるとともに、農業生産基盤の整備やスマート農業の導入等により、生産性の向上と農作業の省力化を図ります。また、安全で安心な農畜産物の安定供給を図るとともに、地産地消や食育の推進、6次産業化による付加価値の向上などに取り組み、持続的で収益性の高い農業の実現と地域農業の活性化を目指します。

林業分野においては、戦後に造成された人口林が本格的な収穫期を迎える中、林業就業者の高齢化や担い手不足、木材価格の低迷、所有者が不明な森林の増加などにより、適切な森林管理が十分に行われていない森林も見られるなど、林業を取り巻く環境は厳しい状況にあります。また、近年の災害の激甚化・頻発化により、森林が持つ土砂災害防止機能や水源かん養機能などの役割の重要性も高まっています。

このような状況を踏まえ、本市では路網整備や高性能林業機械の導入、施業の集約化を進めることで林業の生産性向上を図るとともに、林業就業者の確保・育成に取り組めます。また、森林の持つ多面的かつ公益的な機能の維持を図るため、伐採跡地への再生林の促進や森林の適正な整備及び保全に努めます。

これらの取組を通じて、農林業の振興と地域経済の発展を図るとともに豊かな自然環境の保全を目指します。

各課重点目標

■ 農 政 課	7
■ 農 産 園 芸 課	10
■ 畜 産 課	12
■ 農 村 整 備 課	14
■ みやこんじょPR課	16
■ 森 林 保 全 課	18



2. 令和8年度農林業関係歳出予算

令和8年度の農林業行政に係る歳出予算は下記のとおりです。

(単位:千円)

課名	令和7年度 当初予算額	令和8年度 当初予算額	増減額
農政課	210,152	233,065	22,913
農産園芸課	358,098	299,126	△58,972
畜産課	464,465	438,915	△25,550
農村整備課	603,233	579,507	△23,726
森林保全課	682,261	568,485	△113,776
みやこんじょPR課(物産担当)	57,395	56,336	△1,059
公設地方卸売市場事業特別会計	39,260	41,213	1,953
計	2,414,864	2,216,647	△198,217

農政課

予算増は、主に農地確保推進事業、社会貢献型都城農畜産物活用モデル事業の増額によるものです。

農産園芸課

予算減は、主に木之川内ダム等の畑かん施設管理に要する事業費の減額によるものです。

畜産課

予算減は、主に全国和牛能力共進会対策事業、乳用後継牛育成対策事業の減額によるものです。

農村整備課

予算減は、主に市単独農道整備事業の減額によるものです。

森林保全課

予算減は、主にみんなで築く鳥獣被害に強い地域づくり事業、特用林産物生産振興総合対策事業、森林環境譲与税活用事業などの事業費の減額によるものです。

みやこんじょPR課(物産担当)

予算減は、主に都城もえ産品開発事業補助金(ハード事業)の減額によるものです。

公設地方卸売市場特別会計

予算増は、主に市場償還金利子の増額によるものです。

3. 令和8年度当初予算のポイント

(1) 農林畜産業の振興

農地確保推進事業・・・2,266 万円

・農地を未来につなぐための集落営農組織支援及び農地の集約化・大区画化の支援。

早成桐活用実証事業・・・650 万円

・5年で樹高 15～18m に成長する桐の実証事業。
・遊休農地対策等の可能性を検証。

社会貢献型都城産農畜産物活用モデル事業・・・1,520 万円

・都城産の農畜産物を、規格や相場に左右されない適正価格で買い取り、市内のこども食堂等に寄贈。
・ふるさと納税を活用したクラウドファンディングも想定。

全国和牛能力共進会对策事業・・・402 万円

・令和9年度開催予定の第 13 回全国和牛能力共進会北海道大会での「内閣総理大臣賞」獲得を目指す生産者・関係機関の取組を支援。
・和牛の一大産地「都城」の魅力を発信。



都城産新規種雄牛候補「梅福正」

肉用牛担い手農家への支援・・・1,800 万円

・堆肥舎や ICT 機器整備に対し補助を行い、生産体制強化を支援。

優良次世代乳用牛確保事業・・・560 万円

・高能力の次世代乳用牛産子を確保し、生産基盤の確保を図る。



養豚生産性の向上対策・・・990 万円

・人工授精に必要な機器等の購入や優良種豚導入に対し補助を行うことにより、出荷頭数の増加を目指す。

鳥インフルエンザ等の防疫対策・・・400 万円

・防疫体制強化に必要な消毒薬剤等の購入費を支援。



新規就農者育成総合対策事業・・・3,117 万円

・就農後の経営発展のための機械・施設等導入に係る費用を支援。
・新たに農業経営を開始する方に対し、経営開始資金を支援。



農業後継者等支援事業・・・2,283 万円

・国の新規就農者育成総合対策事業の要件を満たさない親元就農者や新規就農者を対象に、経営費の一部を支援。

アグリチャレンジ！「トラサポ」事業・・・801 万円

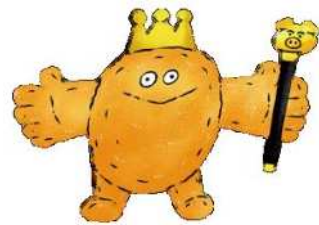
・新規就農者等に対し、営農に必要なトラクター、軽トラック、トラックの購入費を支援。



(2) 6次産業化による地域ブランドのPR

「都城メンチ」プロジェクト・・・3,521 万円

- ・日本一の肉のまちで生産された肉だけで作った知られざる“味力”「都城メンチ」を官民一体で新たな観光資源に磨き上げる。
- ・市外への販路拡大を図るとともに、市内の中学3年生へ「受験に勝つ(カツ)」合格メンチを提供。



メンチ王 (都城メンチイメージキャラクター)

新たな6次化商品の開発や販路開拓への支援・・・2,113 万円

- ・6次産業化に必要な施設整備や商品開発を支援。



(3) 有害鳥獣捕獲の推進、森林整備の促進

有害鳥獣捕獲個体に対する市単独上乗せ助成等・・・1,193 万円

- ・有害鳥獣捕獲個体に対する市単独上乗せ助成と捕獲班員の緊急出動に係る手当ての助成。

森林環境譲与税活用事業・・・14,739 万円

- ・森林の有する多面的機能の保持と持続可能な森林づくりを支援。

第3章 事業の概要

農政課

重点目標

- 認定農業者、新規就農者・青年農業者の育成、農村女性の支援を行います。
- 農業の中核となる担い手を継続的に確保し、食料基地として安定的に農作物の生産を維持していくため、新たに就農する農業後継者等の支援を行います。
- 農業制度資金を融通する金融機関等に利子補給を行い、農業者が経営の再建及び維持安定を図ることに寄与します。
- ICT技術等を活用して生産性の向上や高付加価値化に取り組むスマート農業を促進します。
- 経営効率化のための農地集約及び大区画化を推進します。
- 都城市農業振興地域整備計画の管理を行い、農用地の保全や効率的な利用に努めます。
- 農地中間管理事業を活用し、農地の安心な貸し借りと効率的な利用を進めることで、農地の集積・集約化を図ります。
- 地域での話し合いにより目指すべき農地利用の姿を明確化した「地域計画」の見直しと更新を勧めます。
- 都城市民の食に関する意識高揚や健康増進を図るため、食育・地産地消を推進します。
- 都城市公設地方卸売市場の適切な運営管理を図ります。
- 都城産農畜産物のこども食堂等への寄贈による、農業者の収入増加を図ります。

重点目標に向けた取組

- 認定農業者や認定新規就農者、農業後継者、女性農業者の育成・支援に取り組み、地域農業の担い手の確保と農業経営の安定を図ります。また、集落営農の推進を通して、農用地利用改善団体や農業生産法人の育成に努めます。
- 農業制度資金を融通する金融機関等に利子補給を行い、農業者が経営の再建及び維持安定を図ることに寄与します。
- 農畜産業の生産現場において、ICT 技術等を活用して生産性の向上や高付加価値化に取り組むスマート農業を促進します。
- 農地中間管理事業を活用し、農地の安心な貸し借りと効率的な利用を進めることにより、農地の集積・集約化を図ります。
- 地域での話し合いにより目指すべき農地利用の姿を明確化した「地域計画」の見直しと更新を進めます。
- 非需要期に安値で取引される都城産の農畜産物を需要期価格等で買取り、市内等のこども食堂に寄贈することで、社会貢献等を図ります。

主要事業の内容

★新規就農者育成総合対策(国) 詳細 ⇒ p22

次世代を担う農業者となることを目指す者に対し、自立就農後の経営発展のための機械・施設等の導入資金や、経営確立に資する経営開始資金を交付します。

★都城市農業後継者等支援事業 詳細 ⇒ p23

国の新規就農者育成総合対策の要件に合致しない親元就農者や新規参入者のうち、新たに就農した者を対象に就農直後の農業経営費等の一部を支援します。

★農業後継者育成対策事業

地域農業を担う優れた農業後継者を育成するために、就農促進のための研修や農業青年の自主的集団活動の支援を行います。

- ・SAP会議活動支援
- ・農業高校自営者育成協議会活動支援

★アグリチャレンジ！「トラサポ」事業 詳細 ⇒ p23

農業を新たに始める農業後継者等を対象に、就農後の営農活動に必要な車両の購入に係る費用の一部を補助します。

★都城市農業施設情報バンク 詳細 ⇒ p24

新規就農者等の初期投資の負担軽減を図るために、使われていないハウスや畜舎の情報を集約し、市ホームページに情報を掲載します。利用希望者に対しては、情報提供や施設所有者との連絡調整を行います。

★デジタル就農相談事業 詳細 ⇒ p24

Web サイト上で、作物の品目名と作付面積を選択することで、おおよその収入と経営費、所得、労働時間が算出できます。また、新規就農者に対する支援制度や、本市での実際の就農事例等を紹介します。

★認定農業者等育成支援対策事業 詳細 ⇒ p25

農業の担い手不足が深刻化する中、意欲と能力のある農業経営者を育成・確保していくことが重要な課題であり、農業経営改善に向けた支援策を講じていきます。

- ・都城市認定農業者等協議会の活動支援

★農業制度資金 詳細 ⇒ p26

農業者が様々な農業経営を行う上で、より低利な農業制度資金を活用するために、国や県、市などが金融機関等に利子補給を行い、農業者の金利負担を軽減します。

★スマート農業促進事業 詳細 ⇒ p27

農畜産業の生産現場において、ICT技術等を活用して生産性の向上や高品質化に取り組むスマート農業を促進します。

- ・スマート農業実装推進事業

★農地確保推進事業 詳細 ⇒ p27

農地を維持していくために欠かせない存在である集落営農組織を育成・支援するとともに、農地の集約化や大区画化を支援して効率的な耕種農業を確立し、未来にわたる農地確保を図ります。

★中山間地域等直接支払交付金事業 詳細 ⇒ p27

農業生産条件が不利な中山間地域等に対して、農地等の継続的な管理活動等を支援するため、交付金を交付します。

★農業振興地域整備計画管理事業(個別見直し、全体見直しに伴う基礎調査)

農業振興地域整備計画の適切な管理を行い、農業生産の基盤である農用地等の確保に努め、本市農業の振興を図ります。また、令和9年度に実施予定の全体見直しに伴う基礎調査(農振農用地の土地利用状況調査)を実施します。

★農地中間管理事業

農地中間管理機構を介し、担い手への農地の集積・集約化を推進し、農作業の効率化・生産性の向上を図ります。

★地域計画の見直しと更新

市内 32 地区で策定している地域計画(地域農業経営基盤促進計画)をもとに地域での話し合いを行い、目指すべき将来の農地利用の姿をより明確化するため見直しと更新を行います。

★集落営農確立事業

生産者、農協をはじめとした関係機関が一体となって地域の営農上の問題解決に取り組み集落営農を推進します。

- ・集落営農組織化への支援
- ・集落営農実践集団への支援
- ・都城地域担い手育成総合支援協議会との連携

★農村女性育成対策事業

農村地域における男女共同参画社会づくりを目指して、重要な担い手である女性農業者の経営参画の実現に向けた条件整備を進めて、組織及びリーダーを育成します。

★都城市食育・地産地消推進計画の運用

令和4年3月末に改定した都城市食育・地産地消推進計画に基づき、農政部のほか、福祉部、健康部、教育委員会などと連携して、乳幼児から高齢者まで心身の健康や食に対する関心を喚起し、健全な食生活を実践できるように推進します。

★公設地方卸売市場事業

平成 22 年度から指定管理制度を導入して都城市公設地方卸売市場の管理業務を行っています。市場の運営管理や施設の維持・修繕等を行うなど、都城市民に新鮮で安全・安心な食材を届けるために適切な管理体制を構築します。

★社会貢献型都城産農畜産物活用モデル事業 詳細 ⇒ p27

非需要期に安値で取引される都城産の農畜産物を正規品又は需要期価格で買取り、新たな販路づくりを行うことで、農業者の収入増加を図ります。併せて、買い取った農畜産物については、市内等のこども食堂に寄贈することで、社会貢献等を図ります。

★早成桐活用実証事業

遊休農地解消・土地の有効利用・森林における再造林率の向上を図ることを目的として、早成桐の実証栽培を行います。また、木材としての商品化や産品開発等の検証・可能性を調査します。

農産園芸課

重点目標

- 経営所得安定対策及び水田活用の直接支払交付金について、農業者への周知と円滑な実施を図ります。
- 省エネ対策の施設や省力化機械導入により、園芸の振興を図ります。
- 国営関連事業を推進し、水利用による畑作営農（畑地かんがい営農）の展開を図ります。
- 高品質茶葉の生産に努め、都城茶の銘柄確立を図ります。

重点目標に向けた取組

- 経営所得安定対策及び水田活用の直接支払交付金を活用し、意欲ある農業者の農業の継続を図り、需要のある作物の生産を振興します。
- 担い手、行政、都城盆地土地改良区、関係機関等が一体となり、畑地かんがい事業を強力に推進し、畑作営農の確立を図ります。

主要事業の内容

★経営所得安定対策事業 詳細 ⇒ p28

国は担い手農家の経営の安定に資するよう、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する交付金（ゲタ対策）、と農業者の抛出を前提とした農業経営のセーフティネット対策（ナラシ対策）を実施しています。また、食料自給率・食料自給力の維持向上を図るため飼料用米、大豆などの戦略作物の本作化を進め、水田のフル活用を図る「水田活用の直接支払交付金」を実施しています。

上記交付金の推進と適正かつ円滑な実施を図ります。

★園芸振興対策事業 詳細 ⇒ p29

新品ハウス、中古ハウスや簡易型補強ハウスの購入費の補助や、自動開閉装置などの附帯施設、施設省エネ対策資材及び省力化機械等の導入推進により生産環境整備による生産コストの削減を実現し、経営の安定・向上、認定新規就農者については初期投資の軽減を図ります。また、環境と安全に配慮した防油堤設置、病気まん延防止のための防虫ネット設置を促進します。

★畑地かんがい営農推進事業

畑地かんがい事業の水利用効果の検証、及び水を利用した畑作営農推進のため、戸別訪問による水利用の推奨と散水器具の紹介を行います。同時に、未着手地区の早期採択を目指し営農計画等の策定を図ります。

★国営関連事業

県営畑地帯総合整備事業

平成 22 年度に終了した国営事業と関連して、畑地かんがい施設、農道整備、排水路整備、土層改良、区画整理等を実施し、農業生産基盤の整備、農業経営の合理化と安定を図ります。

基幹水利施設管理事業

国営事業により造成された、木之川内ダム、木之川内導水路及び田野頭首工を一体として維持管理し、地域農業の発展に寄与するとともに、施設の適正管理を図ります。

都城盆地畑地かんがい施設管理事業

国営及び県営事業により造成した施設について、土地改良区の施設維持管理に係る支援を行い、安全かつ適正な管理体制の確立を図ります。

水利施設管理強化整備事業

国営造成施設等の管理において、施設の役割に応じた支援を行い、農業水利施設の有する多面的機能の適正な管理を図ります。

★農業用廃プラスチック適正処理推進対策事業

農業用廃プラスチックの野焼きや不法投棄を未然に防ぐために、農家への法令順守の徹底や適正処理の推進を行い、リサイクル率の向上を図ります。

畜産課

重点目標

- 和牛担い手農家の支援を行い、母牛頭数の維持を図ります。
- 乳用牛の更新を推進し、酪農生産基盤の維持・強化を図ります。
- 畜産クラスター事業を活用し生産基盤整備を図ります。
- 各畜種への補助事業を実施し、畜産部門の市町村別農業産出額の日本一を継続します。
- 各種家畜伝染病の発生・まん延防止のため、地域一体となった防疫体制を確立します。

重点目標に向けた取組

- 「畜産のまち日本一」を堅守するために、令和7年度に策定された第三次都城・北諸県地区「人・牛プラン」の具体的な推進により、全国に誇る肉用牛産地の維持と収益性の高い産地基盤の維持・強化を図ります。
- 口蹄疫、鳥インフルエンザ及び豚熱などの家畜伝染病を本市農場から発生させないよう、地域一体となった防疫体制を確立します。

主要事業の内容

★家畜導入事業及び導入資金貸付事業 詳細 ⇒ p29,30

家畜の改良増殖及び経営改善を図るため、優秀な家畜（肉用牛・乳牛・豚・馬）の導入に対する助成事業又は資金の貸付事業を行います。

家畜導入事業

- ・肉用牛担い手農家支援事業費補助金 ⇒ p29
- ・都城牛繁殖素牛促進事業 ⇒ p29
- ・都城産宮崎牛生産基盤整備事業費補助金 ⇒ p29
- ・優良次世代乳用牛確保事業補助金 ⇒ p30
- ・養豚生産性向上対策事業費補助金 ⇒ p30
- ・優良基礎雌馬保留事業費補助金 ⇒ p30

資金貸付事業

- ・肉用繁殖雌牛購入資金貸付事業
- ・肉用牛購入資金貸付事業

★経営安定向上のため生産基盤整備に係る事業

安定的な畜産経営維持のために生産基盤の整備を図ります。

- ・畜産競争力強化整備事業（畜産クラスター関連事業 国）
- ・畜産公共事業（国）

★宮崎牛（都城産）ブランド確立に係る事業

都城産宮崎牛のブランド確立を図るため、芝浦、名古屋、西宮各市場への肉牛出荷に対し支援を行います。

- ・宮崎牛（都城産）ブランド確立推進事業

★モンゴル食肉輸出対策事業

都城産宮崎牛のPRと認知度向上のため、在モンゴル日本国大使館主催のイベント等でのPRを行います。

- ・海外販路開拓支援事業

★畜産共進会対策に係る事業

第13回全国和牛能力共進会の出品並びに上位入賞のための取り組みを行います。

- ・全国和牛能力共進会対策事業

★自衛防疫推進事業及び家畜衛生対策事業 詳細 ⇒ p30

口蹄疫や鳥インフルエンザ等を本市から発生させないよう、畜産農家等の消毒機器整備を推進します。また、畜産経営の安定と安全・安心な畜産物の生産に貢献するために、獣医師並びに関係団体との連携により、各種家畜伝染病の発生、まん延防止に対応した防疫体制の確立を図ります。

- ・自衛防疫推進協議会補助金
- ・消費・安全対策交付金事業
- ・鳥インフルエンザ等防疫対策支援事業 ⇒ p30



【家畜関係車両の消毒の様子】



農村整備課

重点目標

- 県営及び団体営事業により農地等の保全対策を行います。
- 農道や用排水路の改良及び維持補修による農業用施設の長寿命化を図ります。
- 大区画ほ場整備の計画的推進、用排水路の整備及び暗渠排水等の推進を図ります。
- 災害時に農地・道路・水路等の応急工事及び早期復旧を実施します。
- 多面的機能支払により、維持管理補修や農村環境の保全を図ります。
- 地籍調査を実施し、地籍の明確化を図ります。

重点目標に向けた取組

- 生産性の高い農業経営を実現するため、土地基盤の整備を図りながら、農村を形成する農地や道、水路等の保全に努め、自然や景観などの農村環境を守ります。農業者や営農組織等が行う農道や水路等の維持管理軽減に向けて、農業支援に取り組みます。

主要事業の内容

(1) 農業生産基盤整備

★農地整備事業

農地の高度利用を図るため、水路等の生産基盤の整備を行います。

・県単独かんがい排水事業 ・県単独排水改良事業 ・市単独農地整備事業

★農道整備事業

農作業の効率化や安全対策等のため農道の整備を行います。

★農業水路等長寿命化・防災減災事業

農業用施設(水路等)の長寿命化・防災減災対策のため、既存施設の改築を行います。

★防災重点ため池整備事業 詳細 ⇒ p30

防災重点ため池の防災対策として土砂浚^{しゅんせつ}渌と堤体の耐震診断を行います。

★農業水利施設ストックマネジメント事業

施設の時系列的な状態の把握、想定する複数の対策シナリオについて劣化等の進行予測を通じて、適切な管理による構造物の延命化と共に、補修また更新費用の最小化と平準化を図ります。

★農地集約化基盤整備事業

畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等のきめ細かな耕作条件の改善を支援していきます。

(2)農村生活環境整備

★災害復旧事業 詳細 ⇒ p30

農地農業用施設災害復旧事業

風水害などによって農地・農業用施設が被災した場合に、速やかな復旧を図ります。

市単独災害復旧事業(小災害及び応急工事)

風水害などによって農業用施設が被災した場合に、速やかな復旧を図ります。

★防災事業

風水害などによる農地及び農業用施設の被害を最小限に防止するため、農地保全事業や固定堰(せき)の改修(自動転倒ゲート)工事を行います。

★多面的機能支払交付金事業 詳細 ⇒ p31

農地、農業用施設、農村環境等のもつ多面的機能を発揮させるため、農業者による組織だけでなく、農業者と非農業者による組織が行う地域共同活動を支援します。



【 路面の補修・砂利の敷き均し 】



【 農道のごみ拾い 】



【 水生生物生息調査 】



【 水路法面の草刈 】

(3)土地利用対策

★地籍調査事業

明治時代に作成された縮尺の無い脆弱で復元性に乏しい^{あざきりず}字限図区域を高精度な測量を行うとともに、地目や境界の確定を行い、円滑な公共事業の推進や公平な課税を図ります。

みやこんじょ PR 課

重点目標

○6次産業化の最終目標である「一次産業の強化」「地域経済の発展」の実現を図ります。

重点目標に向けた取組

- 生産から加工、販売まで一体的に行う6次産業化の取組を積極的に支援し、農林畜産物の高付加価値化に取り組みます。
- 生産から加工製造、流通、販売に関する情報を「～地場産品～都城のチカラ(6次化情報バンク)」により一元的に集約・管理するとともに、情報発信することで、地域内外の事業者とのマッチングを図ります。
- 国や県などの関係機関及び外部専門家と連携し、人材育成やマッチング機会の創出、市場(顧客)のニーズに合った6次産業化商品の開発や既存商品のブラッシュアップ、農商工連携による農畜産物の多様な活用促進、加工製造の支援、出口戦略である販路開拓などの施策を推進します。
- これまでの事業を継続するとともに、新商品開発や販路開拓、商談成立に対する支援を行ってきた6次化商品の現状を把握し、「実事業化(継続的な商取引の成立)」の実現に向けた取組を強化することで、6次産業化の最終目標である「一次産業の強化」「地域経済の発展」の実現を図ります。

主要事業の内容

★はばたけ都城6次産業化推進協議会負担金

地域の農商工業者、関係機関が一丸となった6次産業化等を推進することを目的に、事業主体となる「はばたけ都城6次産業化推進協議会」において、各種スキルアップセミナーや商品開発・販路開拓等の取組支援、6次産業化関連の調査研究等の支援を行います。

★都城もえ産品開発事業補助金 詳細 ⇒ p31

6次産業化に取り組もうとする農林畜産業者及び本市で生産された農林畜産物を用いた新商品の開発又は改良並びに販路開拓に取り組もうとする商工業者に対し、ソフト・ハード事業に対する取組に係る経費を支援します。

★6次化等商品開発共創事業

食品表示に関する指導及びデザイン、商品コンセプト等のアドバイスなど、大都市圏の販路に精通する専門家と共同で商品開発を行います。開発後はトライアル販売を実施し、更なる商品のブラッシュアップ等を実施することで高品質な6次化等商品開発を推進します。

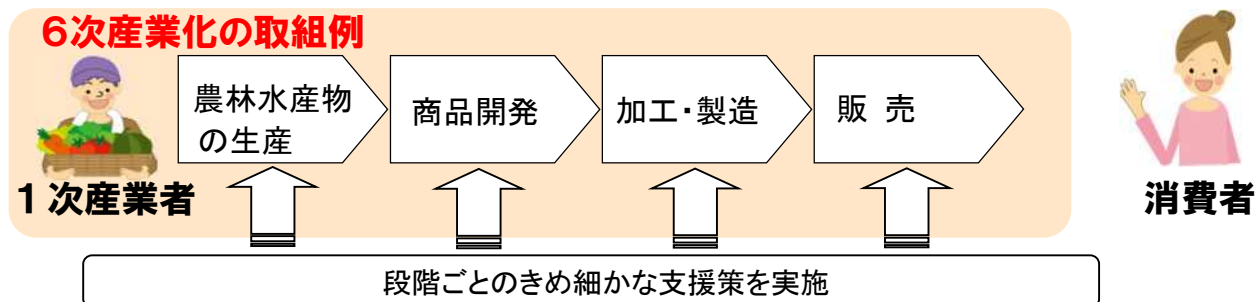
★都城メンチプロジェクト推進事業

「肉と焼酎」のコンテンツのひとつとして、本市と百貨店である㈱博多大丸との、官民連携による新たな地域ブランド創出事業として、地域で愛されるメンチカツを「都城メンチ」として展開していくプロジェクトを推進します。

★物産セールス強化事業

6次産業化商品をはじめ、市内で加工された特色ある加工品等について、物産展やイベント等への出展を積極的に行い、大都市圏等への販路拡大及び販路開拓に取り組めます。また、バイヤーとの商談会で必要な営業力の強化や首都圏等のバイヤーを招聘した商談会を開催し、大手のバイヤーと接する機会創出を行います。

このほか、6次産業化の推進を図るため、周知・啓発、加工・製造、流通・販売の各段階において全庁的に支援を行います。



＜参考＞みやこんじょ PR 課における6次産業化推進事業

※主な事業を抜粋

区分	No.	事業名	予算額
周知・啓発	1	6次産業化ネットワークシステム管理運営事業 (6次化情報バンク)	304 千円
	2	はばたけ都城六次産業化推進協議会負担金	2,000 千円
	3	6次化等商品開発共創事業	4,074 千円
	4	都城もえ産品開発事業補助金(ソフト面)	3,700 千円
	5	都城もえ産品開発事業補助金(ハード面)	5,000 千円
	6	都城メンチプロジェクト推進事業	35,206 千円
	7	物産セールス強化事業	5,706 千円

＜参考＞宮崎県における取組：地域資源活用・地域連携サポート事業

宮崎県産業振興機構みやざきフードビジネス相談ステーションでは、「地域資源活用・地域連携サポートセンター」を設置し、事業者の皆様が直面するさまざまな課題に対しサポートしています。

▼みやざきフードビジネス相談ステーションについて

<https://food.mepo.or.jp/>



森林保全課

重点目標

- しいたけ等の特用林産物の生産性向上を図ります。
- 有害鳥獣の捕獲、侵入防止柵の導入等を促進し、農林業作物の被害軽減を図ります。
- 伐採後の再生林の推進を図ります。
- 森林経営管理制度の運用により、手入れ不足や経営意欲の低下した森林の適切な管理の推進に取り組めます。
- 森林の持つ公益的かつ多面的機能の維持のために、都城市森林整備計画に沿った計画的整備を推進します。
- 木材利用の促進及び木材加工流通施設等の導入の推進を図ります。
- 森林施業の集約化を図り、長期・継続的に行う森林経営計画に基づいて路網の整備等を含めた施業を推進します。
- 将来的な林業後継者の育成に向けて、木育事業を推進します。
- 国及び県と連携し、再生林率の向上に取り組むための施策を推進します。

重点目標に向けた取組

- しいたけ等の特用林産物の生産基盤の強化に取り組み、生産性の向上を図ります。
- イノシシ、シカ、サル等の野生鳥獣による農林作物等への被害軽減のために、有害鳥獣捕獲班の活動の支援、侵入防止柵の導入補助を行うとともに、様々な鳥獣被害防止対策を講じ、効率的・効果的な取組を推進します。
- 森林の有する公益的かつ多面的機能の継続的な発揮や森林・林業の持続的発展を目指し、伐採跡地や未植栽地への再生林を推進するため、森林整備の啓発活動や森林所有者の負担軽減などの施策に取り組む、再生林率の向上を図ります。
- 森林経営管理制度を運用した森林所有者の意向調査を実施し、手入れ不足の森林の適切な管理に取り組めます。
- 都城市森林整備計画や事業者が策定する森林経営計画に基づいた森林施業や路網整備等を推進し、適切な森林整備に取り組めます。
- 森林や木材との関わりを学び、木材に触れることで、木材に対する親しみや木の文化への理解を深め、将来的な林業後継者の育成を目指し、木育関連の事業を実施する団体に対し支援を行い、木育事業を推進していきます。
- 持続可能な森林経営と林業の持続的発展を図るため、高性能林業機械を活用した施業の集約化・コスト低減や安定的な木材供給のための施設整備などに取り組む、木材産地の確立を図ります。
- 森林環境譲与税を活用した森林整備や林業就業者の確保や人材育成、木材利用及び再生林の推進など、地域が抱える様々な課題解決に向けた支援策に取り組めます。

主要事業の内容

★有害鳥獣被害対策

近年増加傾向にあるシカ、イノシシをはじめとする有害鳥獣被害に対応するため次の事業を実施します。

野生猿捕獲体制強化事業

野生猿の捕獲実績等に対する助成

有害鳥獣被害防止対策事業

シカ防護柵管理等

野生鳥獣被害防止対策事業

イノシシ、シカ等対策電気柵等導入補助

有害鳥獣捕獲活動支援事業

有害鳥獣捕獲活動や野生猿捕獲班の活動等に係る経費の助成

有害鳥獣捕獲特別対策事業

シカ、イノシシ、サル、アナグマ、タヌキ、カラスの捕獲実績に対する助成

捕獲班員の緊急的な出動に係る手当の助成

狩猟免許取得促進事業

狩猟免許取得に要する経費の助成

★鳥獣被害防止総合対策事業

農作物被害の軽減、情報収集及び地域住民の安全確保のため、監視員の配置を行います。

★みんなで築く鳥獣被害に強い地域づくり事業

「都城市鳥獣被害防止計画」に基づき、有害鳥獣から農作物への被害防止のために「都城市鳥獣被害防止対策協議会」が中心となり、被害防止のために啓発活動、侵入防止柵の設置、捕獲事業等を実施し、被害の軽減を図り経営の安定を図ります。

★特用林産物生産基盤強化対策事業 詳細 ⇒ p32

中山間地域の貴重な収入源であるしいたけ等の特用林産物の生産向上を図るため、生産基盤の整備や加工機械等の導入、獣類被害防止施設の整備に必要な経費を助成し、経営の安定化を支援します。

★森林環境譲与税活用事業(森林経営管理制度運用事業)

森林経営管理制度の運用により、手入れ不足の森林の所有者へ経営管理の意向調査を行い、管理が必要な森林を所有者に代わって管理します。

★森林環境譲与税活用事業(森林整備促進事業)

近年市内の民有林については、本格的な収穫期を迎え伐採面積が拡大している一方で、再造林面積の伸びが低迷している現状があり、このままでは森林資源の枯渇を始め、森林が持つ多面的な機能の喪失が懸念されるため、再造林率の向上を図るために森林所有者への再造林の啓発を行います。

★森林環境譲与税活用事業(作業省力化・分散化支援事業) 詳細 ⇒ p32

森林所有者が造林作業を委託する事業体に対して、伐採後の未植栽地の解消を図ることを目的とし、スギ露地苗木より根付きやすいスギコンテナ苗木の活用を促進するため、スギコンテナ苗木とスギ露地苗木の差額の支援を行います。

★森林環境譲与税活用事業(林業担い手支援事業) 詳細 ⇒ p33

市内林業事業体への即戦力となる労働力確保のために、林業大学校卒業生への支援として、就業者即戦力確保事業費補助(就労時準備に要する支援及び家賃補助)を行います。

また、森林伐採後の未植栽の増加原因として、過酷な環境下で作業を行う造林作業員の確保のために、下刈作業員手当支援事業費補助(基本給への上乘せ手当)を行います。

林業の現場に従事する労働力の確保や労働災害防止に対する支援を目的として、本市で造林に従事する一人親方に対して、労働者災害補償保険掛金、林業退職金共済制度掛金の 1/2 以内及び安全衛生装備品等の購入に係る費用の 1/2 以内の補助を行います。

★森林環境譲与税活用事業(持続可能な森林づくり事業) 詳細 ⇒ p33

伐採跡地への再造林を促し、森林の持つ多面的機能の継続的な発揮等を目的として、国県補助を活用して再造林を実施する森林所有者等に対し、再造林費用の一部を補助します。

また、伐採後3年以上経過した未植栽地の地拵えに係る費用の一部を補助します。

★森林環境譲与税活用事業(造林スタートアップ事業) 詳細 ⇒ p34

苗木生産や苗木の植栽、下刈り又は間伐を行う林業事業体に対して、機械化による造林作業等の省力化、又は新規参入を目的として、造林機械・機材に係るリース費用3か月分の 1/2、導入費用の 1/2 の補助を行います。

★森林環境譲与税活用事業(木育推進事業) 詳細 ⇒ p34

森林の価値などを環境、経済、文化、社会的な視点から正しく知ることを通じて、全ての人がそれぞれの立場で木材、森林との関わりを考える教育活動として実施することにより、将来的な林業後継者の育成を目指して、木育関連の事業を実施する団体に対し、事業経費の一部を助成します。

★森林環境譲与税活用事業(再造林率向上強化対策事業) 詳細 ⇒ p34

伐採が急速に進む一方、森林所有者の再造林に対する意欲が低下し、未植栽地が増加しています。県は、このような課題に対応するため、グリーン成長プロジェクトを立ち上げて、再造林率 90%を目指し様々な取り組みを実施しており、市も県と連携して、再造林を推進するために本事業を立案しました。内容としては、県が指定する再造林強化区域内における再造林及び下刈りを実施する事業体に対し、経費の補助を行うものです。補助率は、国・県と合わせて9割となっています。

★森林環境譲与税活用事業(森林整備促進事業)

近年市内の民有林については、本格的な収穫期を迎え伐採面積が拡大している一方で、再造林面積の伸びが低迷している現状があり、このままでは森林資源の枯渇を始め、森林が持つ多面的な機能の喪失が懸念されるため、再造林率の向上を図るために森林所有者への再造林の啓発を行います。

★森林環境譲与税活用事業(森林境界明確化事業)

地籍調査未実施地区の中郷地区において、リモートセンシング技術を活用した航空レーザー測量を行い、その成果をもとに森林施業のための境界の明確化に取り組みます。

第4章 農林業事業のお知らせ

1. 認定新規就農者制度(農政課)

新たに農業経営を営もうとする青年等を応援します。認定を受けると次のようなメリットがあります。

1. 農地の優先的集積

農用地の利用集積をしたい旨を農業委員会に申し出ると、適切な農地のあっせんが優先的に受けられ、規模拡大が行いやすくなります。

2. 低利融資の資金 詳細 ⇒ p26

青年等就農資金、経営体質育成強化資金、農業近代化資金 など

3. 国・県の補助金

国や県で行っている新規就農者のための各種事業の対象者となります。

新規就農者育成総合対策

○経営開始資金

→ 経営開始直後の新規就農者に対して、経営開始資金を交付

○世代交代初期投資促進事業

→ 農業用機械や施設等の修繕・撤去・移設等の経営資源の有効活用等の円滑な経営移譲に向けた取組、農業用機械・施設等の導入を支援

○経営発展支援事業

→ 就農後の経営発展に資する取組を行う場合、都道府県支援分の2倍を国が支援

認定新規就農者になるためには

次の要件を満たし、「青年等就農計画」の認定を受けた者

- ①農業経営開始の年齢が 18～45 歳未満
- ②農業経営開始の年齢が 45～65 歳未満で定められた農業等の知識・技能を有する者
- ③年間従事日数が 150 日以上であることが見込まれること
- ④就農していない(研修中等)か、農業経営を開始してから5年未満であること
- ⑤認定農業者ではないこと
- ⑥市町村の定める基本構想に照らして適切なものであること

★青年等就農計画の認定手続き … 農政課へご相談ください。

①申請 … 青年等就農計画の作成(市・普及センター・JA などによる作成相談)

* 5年後を見通して、自分の経営をどういう方向に改善・発展させていくのか、どのような方法で実現させていくかを見据えて経営プランを作ります。

* 都城市では1人当たり 280 万円程度又は1経営体あたり 380 万円程度の年間所得、年間労働時間 1,900 時間程度を認定

②認定 … 青年等就農計画認定審査会による審査・認定(年4回開催)

2. 農業後継者・新規就農者支援①(農政課)

農業後継者や新規就農者を応援します。

就農支援事業

農業青年や新規就農予定者が新しい知識の習得や技術の導入を図るための研修経費を助成します。

- ・新規就農研修生助成事業:研修生に対して月額 12 万円(原則1年間)の助成
- ※研修に際しては別途審査があります。(2回)

青年等就農資金…市から青年等就農計画の認定を受けた「認定新規就農者」が対象となります。

農業経営を開始する際の機械の購入費、施設の設置費、家畜購入等が対象です。

- ・貸付主体:(株)日本政策金融公庫(農協等の金融機関による転貸も可能)
- ・貸付限度額:3,700 万円(一定の条件を満たした場合、特認限度額1億円適用可能)
- ・金利:無利子
- ・償還期間:17 年以内(うち据置期間5年以内)

新規就農者育成総合対策(経営発展支援事業・経営開始資金)

次世代を担う農業者となることを目指す者に対し、就農後の経営発展のための機械・施設等の導入資金や、経営確立に資する経営開始資金を交付します。

■支援内容

- (1)経営発展支援事業…自立就農後に機械・施設等を導入する場合、補助対象事業費上限※を1,000 万円として県支援分の2倍を国が支援します。

※(2)経営開始資金の交付対象者は、上限 500 万円

(例)事業費が 1,000 万円の場合

本人負担額 250 万円(1/4)、県支援額 250 万円(1/4)、国支援額 500 万(1/2)

- (2)経営開始資金…就農後の経営確立のために 13.75 万円/月(年間 165 万円)を最長3年間交付します。

■要件

- (1)認定新規就農者であること。
- (2)自営就農時に 49 歳以下であること。
- (3)以下の要件を満たす独立・自営就農であること。
 - ・自ら農地の所有権・利用権を有していること
 - ・主要な機械、施設を所有・貸借していること
 - ・本人名義で出荷・取引していること
 - ・経営収支を自らの通帳・帳簿で管理していること
 - ・農業経営に関する主宰権を有していること
- (4)地域計画のうち目標地図に位置付けられている、若しくは位置付けられることが確実と見込まれること又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること。
- (5)国・県・市等の設備投資又は生活費確保を目的とした他の事業による交付を受けていないこと。
- (6)前年の世帯全体の所得が 600 万円未満であること。(経営開始資金のみ)

※経営発展支援事業は取組計画に応じた事業採択方式です。個別の事業内容を精査したうえで採択可否を判断します。

3. 農業後継者・新規就農者支援②(農政課) (都城市農業後継者等支援事業)

農業を新たに始める農業後継者等を対象に、就農直後の農業経営費等の一部を支援します。

■対象者

- (1) 市内に居住し、申請時に 56 歳未満の者
- (2) 親元就農者にあつては、市内に就農に必要な農業用施設、農業用機械等の農業経営基盤を本人又は親族等が所有している者、
新規参入者にあつては、市内に就農に必要な農業用施設、農業用機械等の農業経営基盤を本人が確保している又は確保が見込める者
- (3) 農業に専業で従事する者又は農業に専業で従事しない場合は、農業での従事時間が、年間 1,900 時間以上であること。
- (4) 次のいずれかの要件を満たす者
 - ア 申請時に3か月以内に就農予定又は就農後1年以内の親元就農者
 - イ 申請時に3か月以内に就農予定又は就農後2年以内の新規参入者

■支援内容

- (1) 親元就農者の場合、1か月5万円の年間 60 万円を2年間
 - (2) 新規参入者の場合、1か月 10 万円の年間 120 万円を2年間
- ※交付期間中と交付後3年間は、作業日誌及び就農状況報告書を提出することが必要です。

4. アグリチャレンジ!「トラサポ」事業(農政課)

農業を新たに始める農業後継者等を対象に、就農して営農活動に必要な車両の購入に係る費用の一部を補助します。

■対象者

市内に居住し、農業に専業で従事する者であり、以下のいずれかに該当する者

- (1) 申請から3か月以内に就農予定、又は就農後5年以内の新規参入者
- (2) 親族等が農業をしていて、5年以内に家族経営協定を締結し、かつ農業経営体の経営主ではない農業後継者(親元就農者)
- (3) 親族等から経営の移譲を受けた日から起算して5年以内の認定農業者又は認定農業者になることが確実に見込まれる者

■補助対象

申請者が本人名義で購入する以下の車両(一経営体につきいずれか一台)

- ①トラクター ②軽トラック ③トラック

※事前審査承認前に注文や購入された車両については対象外

※事業活用後3年間は、農業所得の確認できる書類及び購入車両保有の確認できる書類を提出することが必要

■補助率

対象車両本体価格の 1/4 以内

ただし、トラクターは 200 万円、軽トラック・トラックは 50 万円を上限



5. 都城市農業施設情報バンク(農政課)

未利用の農業用施設を新規就農者等へ紹介します。

事業の流れ

- ①空き施設の情報登録
- ②市のホームページに施設情報、写真を掲載
- ③施設利用希望者からの問い合わせ、申し込み
- ④施設所有者との連絡調整後、直接交渉、市への交渉結果報告

6. デジタル就農相談事業(農政課)

就農希望者のために就農相談ウェブサイト「都城就農相談ナビ」を開設しています。就農までの流れや支援制度の情報収集、就農相談フォームからの相談も可能な支援サイトです。

【サイト内容】

「都城就農相談ナビ」はこちら↓



- 当サイトや都城市についての紹介
- 農家になるための道すじ
- 農業体験の紹介
- 先輩農家の声
- 補助金などの各支援制度の紹介
- お知らせ記事(新規就農者向けの情報を発信します)
- 農業経営シミュレーション機能
 - ⇒都城地域で主に生産されている品目について、希望品目と面積(頭羽数)を入力すると、およその収入・経費・農業所得・所得率・労働時間を確認できます。
- 就農相談フォーム
 - ⇒本気で就農したい方向けの、相談内容を市へ送信できる専用フォームです。
 - 就農相談希望日を入力することもできます。



7. 認定農業者制度（農政課）

頑張る認定農業者を応援します。認定を受けると下記のようなメリットがあります。

農地の優先的集積

農用地の利用集積をしたい旨を農業委員会に申し出ると、適切な農地のあっせんが優先的に受けられ、規模拡大が行いやすくなります。

低利融資の主なもの

行政等の利子補給により、長期・低利の有利な資金が借りやすくなります。

農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）

→ 農地取得や機械・施設の投資等に充てる長期資金

農業経営改善促進資金（スーパーS資金）

→ 肥料や飼料等の購入に充てる短期運転資金

専門家のアドバイス

農政課に在籍する農業専門委員による農業経営改善計画の作成相談、経営診断・指導、経営改善情報の提供等を行っています。

農業経営改善計画の認定手続き…農政課・高城総合支所産業建設課へご相談ください。

①申請 … 農業経営改善計画の作成（農業専門委員などによる作成相談）

* 5年後を見通して、自分の経営をどういう方向に改善・発展させていくのか、どのような方法で実現させていくかを見据えて経営プランを作ります。

* 都市部では1人当たり 460 万円程度又は1経営体あたり 640 万円程度の年間所得、年間労働時間 1,900 時間程度を認定

②認定 … 農業経営改善計画認定審査会による審査・認定（年4回開催）

③経営改善 … 計画に基づいて経営を改善・発展させていく。

* 支援措置…農地の優先的集積、低利の融資、税制の特例、専門家のアドバイス

④目標達成 … 更なる飛躍へ！

8. 家族経営協定（農政課）

農業に従事する世帯員全員が経営に参画するために話し合い、家族経営協定締結により役割分担と責任体制を明確にし、より良い経営体を目指します。

協定の内容

役割分担・労働報酬・労働時間・休日・家事分担等

9. 農業制度資金（農政課）

農業制度資金は、さまざまな農業の取組に活用できる資金で、国や県、市などからの支援により、低利で借りることができます。目的に合った資金を選び、農業経営にお役立てください。

農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）

認定農業者の方が、農業用機械や施設、農地を取得する場合などに利用でき、借入金額も大きく、償還期間も長い日本政策金融公庫の資金です。

- 貸付限度額 個人：3億円（特認6億円） 法人：10億円（特認20億円）
- 償還期限 25年（うち据置10年以内）

農業経営改善促進資金（スーパーS資金）

認定農業者が経営改善に取り組む場合に利用できる短期運転資金です。

- 貸付限度額 個人：500万円 法人：2,000万円
（畜産又は施設園芸経営者の場合 個人2,000万円 法人8,000万円）
- 償還期限 1年以内

農業近代化資金

農協や銀行など民間金融機関が融資し、規模拡大や設備投資などを行うときに借りることができる、身近で使い道の広い資金です。

- 貸付限度額 個人：1,800万円（特認2億円） 法人：2億円
- 償還期限 7～15年以内（うち据置2～7年以内）

農業改良資金

農畜産物の加工を始めたり、新作物の栽培に取り組む場合など、新しい分野にチャレンジするとき、無利子で借りることのできる日本政策金融公庫の資金です。

- 貸付限度額 個人：5,000万円 法人：1億5,000万円
- 償還期限 12年以内（※うち据置3年以内）※一定の要件に該当する場合は5年

青年等就農資金

市町村から「青年等就農計画」の認定を受けた個人・法人の認定新規就農者に対し、農業経営を開始するために必要な資金を無利子で借りることのできる日本政策金融公庫の資金です。

- 貸付限度額 個人：3,700万円（特認1億円）
- 償還期限 17年以内（うち据置期間5年以内）

その他の資金

経営体育成強化資金

負債整理関係資金

- 農業経営負担軽減支援資金 ○畜産特別資金
- 畜産経営体質強化支援資金 ○酪肉支援資金

経済変動等に対する資金

- 経済変動・伝染病等対策資金 ○災害資金
- 農林漁業セーフティネット資金 ○家畜疾病経営維持資金

【相談窓口】 JAみやざき都城地区本部、㈱日本政策金融公庫等金融機関、
北諸県農林振興局（農業改良普及センター）、市役所農政課

10. スマート農業促進事業(農政課)

生産性の向上や高付加価値化のための、スマート農業を促進します。

スマート農業実装推進事業

実証事業で省力化に効果のあった自動操舵システムや薬剤散布用ドローン等の導入を支援します。

事業対象 都城市内に住所を有し、自ら農業に従事する認定農業者・認定新規就農者

支援内容 補助率 1/3 以内 (上限 100 万円/件)

11. 農地確保推進事業(農政課)

集落営農組織の農業用機械・施設導入支援及び農地の集約化・大区画化の取組みを支援します。

集落営農 農業機械導入・機械格納庫整備支援

集落単位での営農活動に必要な共同利用や農作業受託のための農業機械導入に係る経費及び機械格納倉庫整備に係る経費の1/3 以内を補助

農地集約化支援

農地バンクを活用した貸借地のうち、耕作者ごとに形成される団地について、貸借により新たに1ha 以上の団地の面積を増加する取組みに対して1万円/10a を交付

農地大区画化支援

農地の畦畔を除去して大区画化する取組みに対して定額助成

① 畦畔除去のみ場合: 3万円/100m

② 整地を伴う畦畔除去の場合: 2.5 万円/10a

12. 中山間地域等直接支払交付金事業(農政課)

農業生産条件が不利な中山間地域等に対して交付金による支援を実施します。

事業対象 中山間地域等において、傾斜がある等の基準を満たす農用地で、集落等を単位とする協定を締結し、5年以上農業生産活動等を継続する農業者等

支援内容 交付単価

田(急傾斜 1/20 以上)	21,000 円/10a	畑(急傾斜 15° 以上)	11,500 円/10a
田(緩傾斜 1/100 以上)	8,000 円/10a	畑(緩傾斜 8° 以上)	3,500 円/10a

13. 社会貢献型都城産農畜産物活用モデル事業(農政課)

都城産農畜産物のうち、形が販売に適していなかったり、時期的に需要が少なかったりするために、安値で取引されるものについて、正規品又は需要期価格で買い取り、販売ルートを確保することで、農業者の収入増加につなげます。

- ・都城産の農畜産物を、規格や相場に左右されない適正価格で買い取ります。
- ・買い取った農畜産物を市内等の子ども食堂等に寄贈することで、社会貢献を図ります。

14. 経営所得安定対策事業(農産園芸課)

米の作付目安

- ・都城市に配分された面積 → 2,186 ヘクタール
- ・各農家に配分する面積割合 → 所有する水田面積(畦畔は除く)の 37.6%

水田活用の直接支払交付金

- ・交付要件:出荷・販売する作物であること(飼料作物は家畜に給与すること)

(1) 戦略作物助成

(単価:10a 当たり)

麦・大豆・飼料作物(青刈り用稲・わら専用稲 等含む)	35,000 円
WCS用稲	80,000 円
加工用米	20,000 円
飼料用米、米粉用米 ※原則として、農産物検査機関の数量確認により収量に応じて助成 ※飼料用米の一般品種は、令和7年度標準単価 7.0 万円/10a(5.5 万~8.5 万/10a)	55,000 円~ 105,000 円

(2) 産地交付金

※市協議会の助成については変更になる場合があります。(単価:10a 当たり)

水田利用率向上 加算	県	麦、大豆、飼料作物 主食用米又は戦略作物と対象品目と二毛作に取り組む	10,000 円以内
耕畜連携助成	県	資源循環又は飼料用米、加工用米及びわら専用稲のわら利用	5,000 円以内
加工用米加算	県	① 県内実需者へ提供	16,000 円以内
		② ①該当者のうち、低コスト・高品質化技術を2ポイント以上実施	12,000 円以内
		③ ②該当者のうち1ha 以上作付け	4,000 円以内
	市	県①+わら利用+堆肥散布、又は県①+1ポイント	7,000 円以内
飼料用米加算	県	① 低コスト・高品質化技術を2ポイント以上実施	14,000 円以内
		② ①の該当者のうち1ha 以上作付け	4,000 円以内
		③ 継続取組(前年度から継続して作付け)	9,000 円以内
	市	県①低コスト・高品質化技術2ポイント+1ポイント	9,000 円以内
米粉用米加算	県	① 低コスト・高品質化技術を2ポイント以上実施	12,000 円以内
	県	② ①該当者のうち1ha 以上作付け	4,000 円以内
そば・なたね	市	播種前契約し、契約数量を出荷・販売【基幹作】	20,000 円
新市場開拓用米	市	輸出用米、輸出向け原料用米等【基幹作】	20,000 円
		複数年契約(3年以上の新規契約が対象)	10,000 円
地力増進作物	市	有機栽培や高収益作物等への転換に向けた土づくりの取組	10,000 円以内
地域振興作物	市	さといも・甘しょ【基幹作】	10,000 円以内
		一般作物(野菜・花き等)【基幹作】	7,000 円以内
団地化加算	市	さといも・甘しょ・大豆・そば【基幹作】	6,000 円以内
土地利用集積加算	市	さといも・甘しょ・大豆・そば・飼料作物(新規需要米除く)【基幹作】	6,000 円以内

15. 園芸振興対策事業(農産園芸課)

新品ハウス・中古ハウス(解体、移設(同一所有者が行うものは除く。)、設置、増設含む)の建設費や簡易型補強ハウスの設置及びハウスの附帯施設、台風被害防止のための補強施設、ウイルス感染防止防虫ネット、ボーリング工事に要する経費の一部を助成します。

■補助率 1/4以内

※ただし、認定新規就農者が中古ハウス又は簡易型補強ハウスを導入する場合は2分の1以内

■補助上限額 1戸当たり 2,500 千円

※ただし、中古ハウス及び簡易型補強ハウスに係る補助上限額は、それぞれ 1,000 千円

16. 都城牛繁殖素牛促進事業(畜産課)

郡市和牛共進会出品牛の市内保留に対する導入費の一部を補助します。

■補助金

【導入】		【自家保留】	
優等賞牛	200千円	優等賞牛	200千円以内
1等賞牛	90千円	1等賞牛	90千円以内
2等賞牛	50千円	2等賞牛	無し

17. 肉用牛担い手農家支援事業(畜産課)

肉用牛担い手農家連絡協議会会員が行う増頭、改良、ICT 機器等整備、牛舎増改築、自給飼料貯蔵施設整備及び堆肥舎整備等に係る経費の一部を補助します。

■補助金

- ①増頭支援:50 千円以内／頭
- ②改良支援:25 千円以内／頭
- ③ICT 機器等整備:300 千円以内／戸
- ④牛舎増改築支援:300 千円以内／戸
- ⑤自給飼料貯蔵施設整備支援:300 千円以内／戸
- ⑥堆肥舎整備支援:500 千円以内／戸

18. 都城産宮崎牛生産基盤整備事業(畜産課)

肥育農家が実施する牛舎改良及び一貫経営移行(牛舎増改築、繁殖母牛導入)堆肥舎設備の取組を支援します。都城産の新規種雄牛造成事業に取り組みます。

■補助金

- ①牛舎改良支援補助:300 千円以内／戸
- ②一貫経営移行支援:牛舎増改築 500 千円以内／戸
繁殖母牛導入 50 千円以内／頭
堆肥舎整備 500 千円以内／戸
- ③堆肥舎整備補助 :500 千円以内／戸
- ④ 都城産新規種雄牛造成事業:80 千円以内／頭

19. 優良次世代乳用牛確保事業(畜産課)

搾乳牛の計画的な確保等を目的に、性判別精液の導入に係る経費の一部を助成します。

■補助金: 性判別精液の導入費の1/2以内

20. 養豚生産性向上対策事業(畜産課)

種豚(オス・メス)及び人工授精用資材(精液、精液保管庫に限る)の導入に係る経費の一部を助成します。

■補助金

- ①合成種豚(PS): 導入費の1/2以内(1頭当り 10 千円以内、1戸上限 300 千円)
- ②純粋種豚(GP): 導入費の1/2以内(1頭当り 30 千円以内、1戸上限 300 千円)
- ③人工授精用資材導入: 導入費の1/2以内(1戸上限 150 千円)

21. 優良基礎雌馬保留事業(畜産課)

優良雌馬(品評会入賞馬)の導入費の一部を助成します。

■補助金: 1頭当り 150 千円以内

22. 鳥インフルエンザ等防疫対策支援事業(畜産課)

鳥フル等の病気発生防止のための消毒薬の購入費の一部を助成します。

■補助金: 消毒薬剤及び害虫等駆除剤購入費の1/3以内(上限 50 千円)

23. 災害復旧事業(農村整備課)

暴風、洪水、地震、落雷、噴火等の天然現象により農地・農業用施設が被災した場合に、速やかに復旧を図ります。

現に災害を受けた農地・農業用施設を速やかに原形に復旧することを目的とした事業です。

○異常な天然現象により、農地・農業用施設が被災した場合は、市への速やかな報告が必要です。

○国庫補助事業の災害復旧は、1箇所の農地・農業用施設の復旧工事費が 400 千円以上を対象とします。

○市単独事業の災害復旧は、1箇所の農業用施設の復旧工事費が 400 千円未満を対象とします。

24. 防災重点ため池整備事業(農村整備課)

防災重点ため池(農業用ため池 11 箇所)の防災対策を行います。

ため池の浚渫と堤体の耐震診断を行い、安全が不足していれば耐震化を行います。

○ため池堤体の改修のための事業資料採択を行います。

25. 多面的機能支払(農村整備課)

農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動に対して支援します。

農業・農村のもつ国土保全や景観形成等の多面的機能を支える地域の共同活動を支援します。

- 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持など(農地維持支払)
- 水路や農道などの軽微な補修や植栽による景観形成など(資源向上支払・共同活動)
- 水路や農道などの補修や更新(資源向上支払・長寿命化)

26. 都城もえ産品開発事業補助金(みやこんじょPR課)

自ら生産した農林畜産物若しくは副産物(以下「自己生産農林畜産物」という。)の付加価値を高める処理を行う者又は自己生産農林畜産物を用いた加工品の製造及び販売に取り組む者又は、本市で生産された農林畜産物等を活用して新商品の開発又は改良を行う者に対し経費の一部を助成します。

■補助対象事業

- ・自己生産農林畜産物又は自己生産農林畜産物を用いた加工品又は、本市で生産された農林畜産物等を用いて行う新商品等の開発、新商品等の販路開拓及び新商品等に係る新たな販売方式の導入又は改善に関する事業
- ・自己生産農林畜産物又は自己生産農林畜産物を用いた加工品又は、本市で生産された農林畜産物等の新商品等に係る機械設備又は施設の整備に関する事業

■補助率

- ソフト事業 1/2以内(農林畜産業者:上限 300 千円、中小企業者等:上限 500 千円)
- ハード事業 1/3以内(上限 3,000 千円)

27. 都城のチカラ～地場産品～(みやこんじょPR課)

地域内外の様々な事業者との情報交換、マッチングを支援するためのサイトで、令和3年度に「都城のチカラ～地場産品～」としてリニューアルしました。都城市内の農林畜産物の生産情報や食品製造業の持つ加工技術、商品開発のアイデア・ノウハウなど、生産から加工製造、流通、販売に関する情報を発信しています。

■登録者 都城市内の農林畜産業者、食品製造業者等

- ・県内及び定住自立圏内市町村の食品製造業者(受託内容のみ)及び学術・研究機関は掲載可能

■登録料 無料

28. 緑の募金事業(森林保全課)

緑の募金の啓発を通して、市民が行う自発的な緑化活動を支援します。

■募金期間

随時受付。ただし、2月～5月、9月・10月は県内、6月は市内の募金強化月間。

■募金活動

各自治公民館・事業所・学校単位

■緑化推進事業(実施主体:自治公民館・学校等)

苗木提供事業、みどりの少年団への助成を実施。

29. 狩猟免許取得促進事業(森林保全課)

有害鳥獣の捕獲活動を担う狩猟者を確保し、農作物等被害の軽減を図ります。

新たに(追加も含む)狩猟免許、銃所持許可を受けた者に対し免許取得に要する経費の一部を助成します。

■対象者

免許を取得した年度又は翌年度に初めて狩猟登録を行った者(他に条件等あり)

■対象経費

- ・わな猟:狩猟免許試験料、狩猟登録料
- ・第一種銃猟:狩猟免許試験料、狩猟登録料、講習会申込、教習資格認定、
猟銃火薬受領許可、射撃講習、銃所持許可申請

■補助率 経費の2/3

30. 特用林産物生産基盤強化対策事業(森林保全課)

原木しいたけ等の特用林産物の生産基盤強化のための施設整備を支援します。

生産者等の組織化と経営安定化及び中山間地域等の活性化を目的として、特用林産物(しいたけ等)生産者に対し、生産・加工設備の新規導入費用の一部を助成します。

■対象者

中山間地域等の3戸以上の生産者で組織された事業体。

■対象経費

- ① 生産基盤事業 ～ 特用樹林等造成・ほだ場の整備及び経営管理道整備
- ② 施設整備事業 ～ 生産・出荷・加工・販売等の機械・設備等の整備
- ③ 獣类等被害防止対策事業 ～ 野生鳥獣等の侵入防止施設等の整備

■補助率 総事業費の2/3

31. 森林環境譲与税活用事業(森林保全課) (作業省力化・分散化支援事業)

造林作業分散化事業

スギコンテナ苗の普及を促進し、植付作業等の省力化・分散化を図るため、苗木の購入価格の差額の一部を助成します。

■対象者

造林・育林を実施する事業体

■対象経費及び補助額

スギコンテナ苗木とスギ露地苗木の購入価格の差額

32. 森林環境譲与税活用事業(森林保全課) (林業担い手支援事業)

林業就労者即戦力確保事業

新規就労者の確保を図るため、林業に関するスキルが高く即戦力となる林業大学の卒業生に対して、就労時の準備費用等及び住宅賃貸費の一部を助成します。

■対象者

市内に本社を置く林業事業体に雇用される、林業大学の卒業生

■対象経費及び補助率

・就労時の準備費用等 200 千円／年 ・住宅支援金 家賃の1/2(上限 28 千円／月)

下刈作業員手当支援

下刈作業員の確保を図るため、作業員に支給する手当を助成します。

■対象者

造林補助事業の対象となる下刈作業を行う事業体

■対象経費及び補助率

下刈り作業に従事する者 上限3千円／人・日

林業労働安全支援事業

林業現場に従事する労働力の確保や労働災害の防止を図るため、一人親方で構成する任意団体に対して、保険掛金や安全装備品の購入に係る費用の一部を助成します。

■対象者

一人親方で構成された任意団体

■対象経費及び補助率

・保険掛金(労災保険、林業退職金共済) 対象経費の1/2以内
・安全装備品 対象経費の1/2以内(上限 10 千円／人)

33. 森林環境譲与税活用事業(森林保全課) (持続可能な森林づくり事業)

持続可能な森林づくり事業

再造林率向上強化対策事業の対象とならない伐採跡地の再造林費用及び伐採後3年以上経過した未植栽地の地^{じごしら}拵えに係る費用の一部を助成します。

■対象者

国県補助を活用して伐採跡地の再造林を実施する者

■対象経費及び補助率

・再造林費用 115 千円／ha
・地拵えに係る費用 94 千円／ha

34. 森林環境譲与税活用事業(森林保全課) (造林スタートアップ事業)

造林スタートアップ事業

機械化による造林作業等の省力化を目的として、造林用機械・機材のリース費用及び購入費の一部を助成します。

■対象者

苗木生産や苗木の植栽、下刈り又は間伐を行う林業経営体

■対象経費及び補助率

造林用機械・機材のリース費用及び購入費の1/2

35. 森林環境譲与税活用事業(森林保全課) (木育推進事業)

木育推進事業

木育関連の事業を実施する団体に対し、事業経費の一部を助成します。

■対象者

木育事業を実施する団体(但し、補助金交付要綱に基づく団体、事業内容)

■対象経費及び補助率

一事業当たり助成額 200 千円を上限に事業経費の 1/2

36. 森林環境譲与税活用事業(森林保全課) (再造林率向上強化対策事業)

再造林率向上強化対策事業

再造林強化区域※内で行う伐採後、速やかな省力・低コスト再造林、下刈りへの支援を実施します。

※再造林強化区域とは

公道や林道、林業専用道、農道、作業道などから、片側 100m以内に含まれている森林の区域

■対象者

再造林推進ネットワークに加入し、伐採跡地の再造林及び下刈りを実施する者

■補助金額

- ・再造林費用 県が定める標準的な単価×11%/ha
- ・下刈り費用 県が定める標準的な単価×11%/ha

第5章 都城市農林業統計関係資料

1. 農家数の推移

(単位:戸)

年次	総農家戸数	農家数	
		販売農家	自給的農家
平成 22 年	8,604	4,994	3,610
平成 27 年	6,581	3,529	3,052
令和2年	5,460	2,754	2,706
令和7年	3,991	1,954	2,037

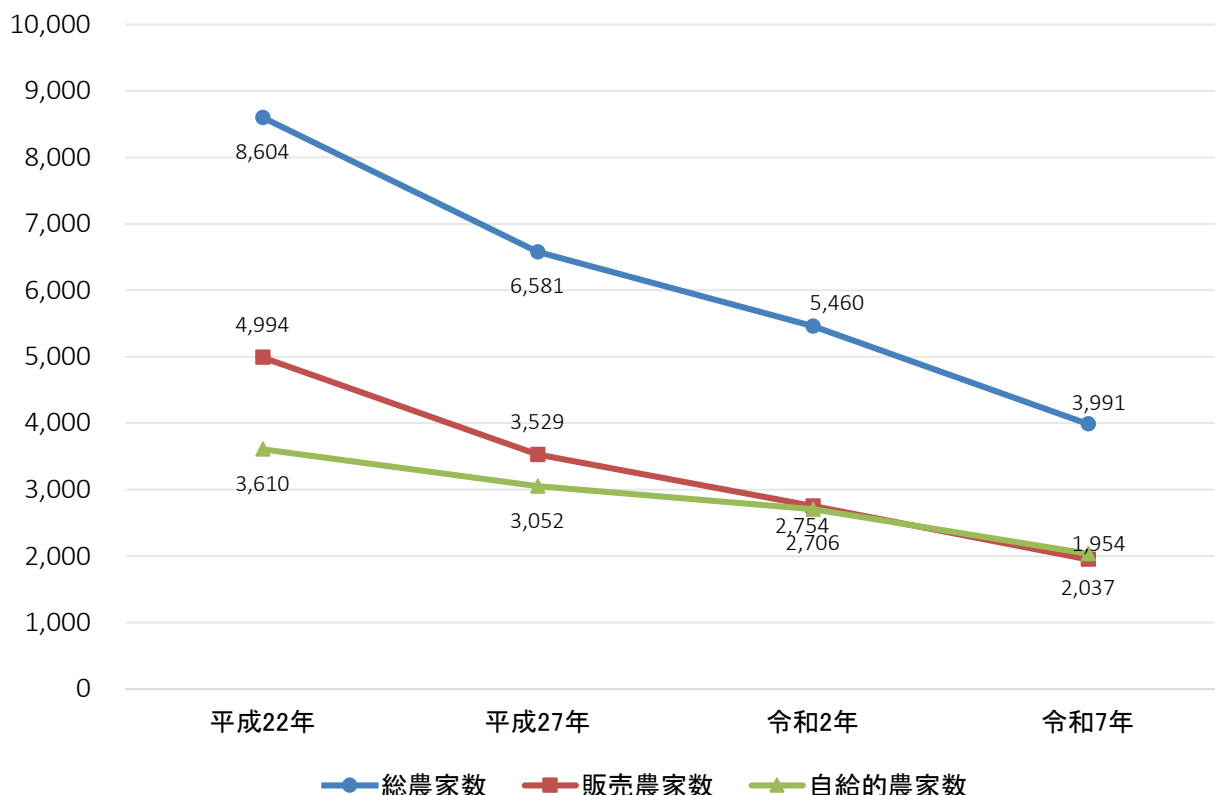
資料: 農林業センサス 2025 (農林水産省) I 農林業経営体調査, 4 総農家数 (販売農家数、自給的農家数)

農家: 経営耕地面積が 10a 以上の農業を営む世帯又は1年間に農産物販売金額が 15 万円以上あった世帯

販売農家: 経営耕地面積が 30a 以上又は1年間に農産物販売額が 50 万円以上の農家

自給的農家: 経営耕地面積が 30a 未満かつ 1 年間に農産物販売額が 50 万円未満の農家

※数値については、平成 18 年 1 月 1 日現在の市域の境界に基づいて組み替えています。

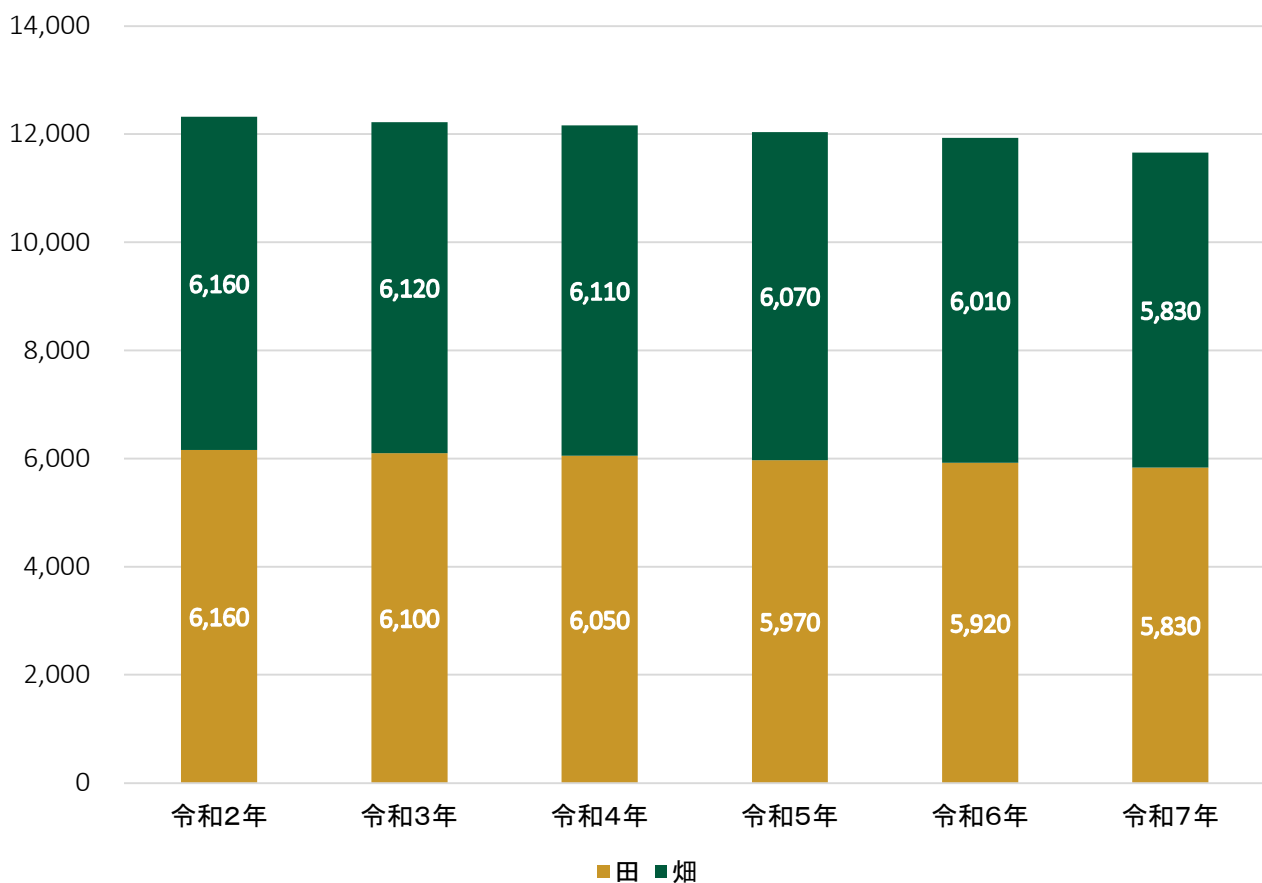


2. 耕地面積の推移

(単位：ha)

年次	耕地総面積	田	畑
令和2年	12,300	6,160	6,160
令和3年	12,200	6,100	6,120
令和4年	12,200	6,050	6,110
令和5年	12,000	5,970	6,070
令和6年	11,900	5,920	6,010
令和7年	11,700	5,830	5,830

資料：九州農政局宮崎統計・情報センター「宮崎農林水産統計年報」



3. 経営耕地面積規模別経営体数

(単位：経営体)

年次	計	0～0.3 ha	0.3～0.5 ha	0.5～1.0 ha	1.0～1.5 ha	1.5～2.0 ha	2.0～3.0 ha	3.0～5.0 ha	5.0～10.0 ha	10.0 ha 以上
平成22年	5,083	140	1,040	1,494	823	477	449	314	258	88
	100%	2.8%	20.5%	29.4%	16.2%	9.4%	8.8%	6.2%	5.1%	1.7%
平成27年	3,667	167	694	991	524	346	328	272	213	132
	100%	4.6%	18.9%	27.0%	14.3%	9.4%	8.9%	7.4%	5.8%	3.6%
令和2年	2,918	196	532	736	387	244	258	219	199	147
	100%	6.7%	18.2%	25.2%	13.3%	8.4%	8.8%	7.5%	6.8%	5.0%
令和7年	2,106	179	369	472	239	161	169	167	197	153
	100%	8.5%	17.5%	22.4%	11.3%	7.6%	8.0%	7.9%	9.4%	7.3%

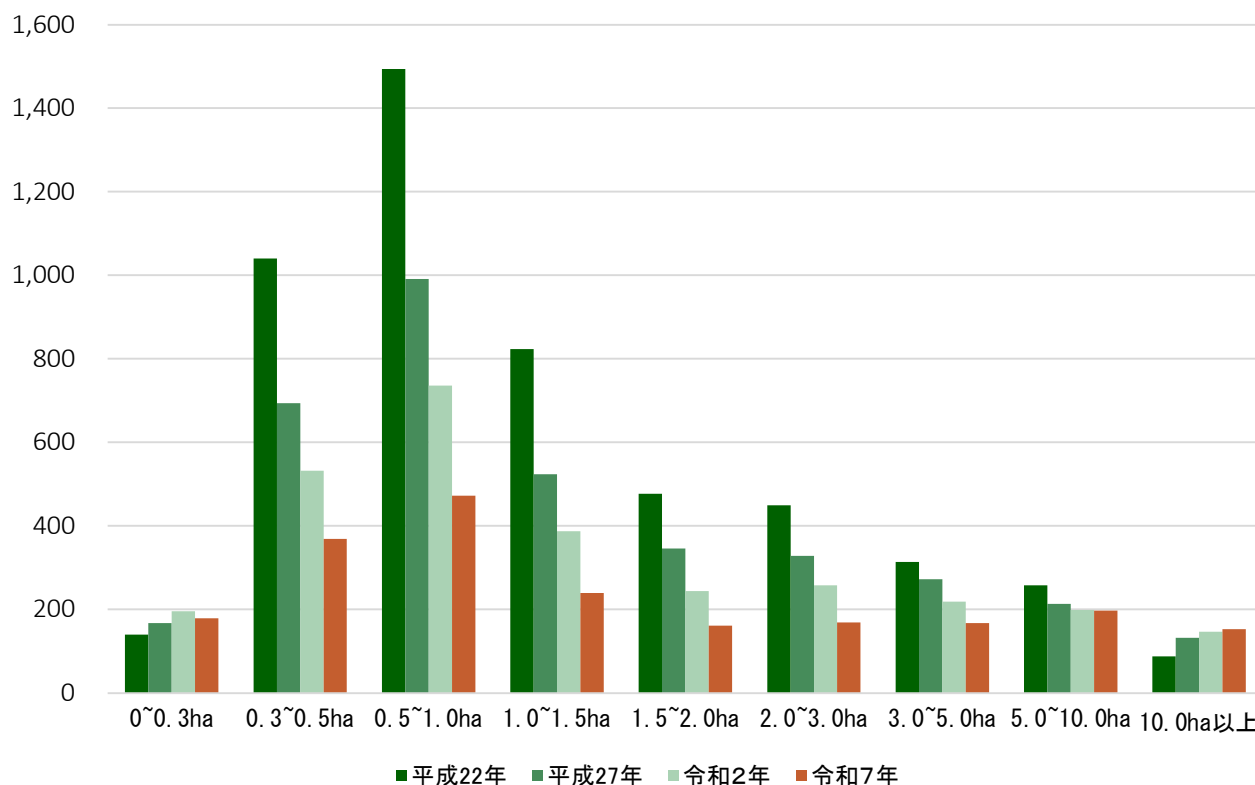
資料：農林業センサス 2025（農林水産省）1 農林業経営体調査、2 産業経営体、(3) 経営耕地面積規模別経営体数

農業経営体とは…次の①～③いずれかに該当する事業を行う経営体

①経営耕地面積が30a 以上

②農作物の作付面積、家畜の飼養出荷頭羽数、その他の事業の規模が一定基準以上

③農作業の受託の事業を行う者



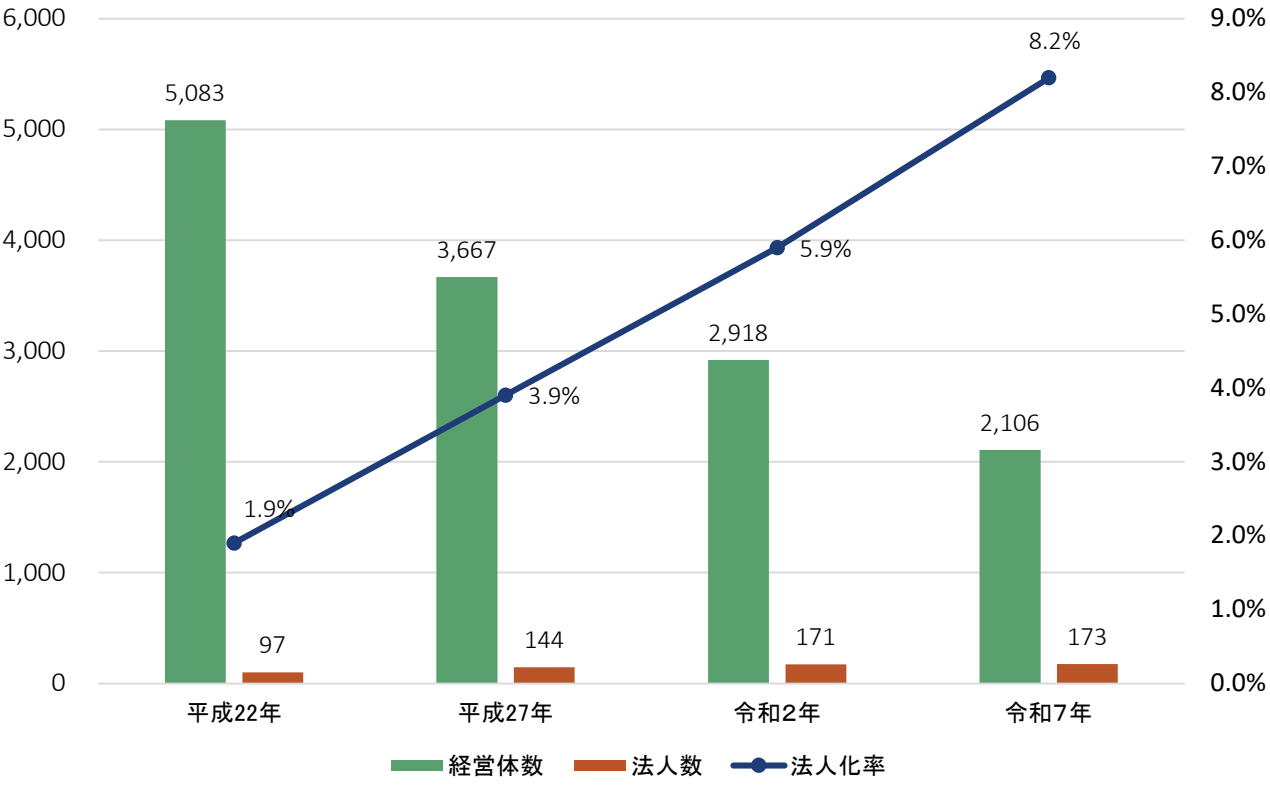
4. 組織形態別経営体数

(単位：経営体)

年次	経営体数							法人化し ていない 各種団体 その他法人	個人経営体
		法人化	農事組 合法人	会社					
				株式会 社	合資・合 会社	合同会 社			
平成 22 年	5,083	97	8	78	2	2	7	4,986	4,970
平成 27 年	3,667	144	16	115	2	4	7	3,523	3,512
令和2年	2,918	171	15	143	1	8	4	2,747	2,740
令和7年	2,106	173	13	143	-	13	5	1,933	1,927

資料：農林業センサス 2025（農林水産省）1 農林業経営体調査、2 産業経営体、(1) 組織形態別経営体数
 ※四捨五入表記のため、数値の合計が合わない箇所があります。

法人化率の推移



5. 主要家畜の飼養頭羽数の推移

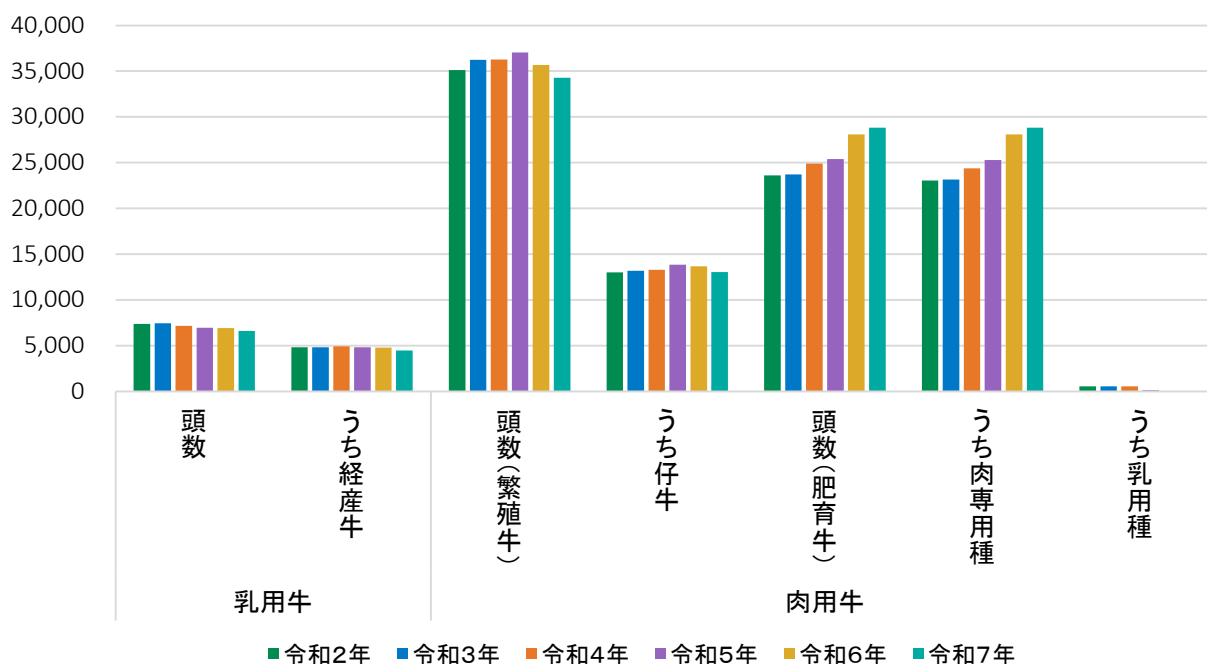
		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
乳用牛	頭数	7,350	7,430	7,156	6,961	6,907	6,583
	うち経産牛	4,825	4,826	4,915	4,803	4,787	4,465
肉用牛	頭数(繁殖牛)	35,102	36,235	36,263	37,027	35,651	34,275
	うち仔牛	13,010	13,176	13,274	13,838	13,649	13,020
	頭数(肥育牛)	23,583	23,686	24,905	25,388	28,087	28,809
	うち肉専用種	23,026	23,151	24,363	25,277	28,083	28,795
	うち乳用種	557	535	542	111	4	14
豚	頭数	381,020	356,883	357,164	335,437	341,839	362,300
採卵鶏	羽数(千羽)	464	462	459	452	447	378
ブロイラー	羽数(千羽)	7,968	8,198	8,146	8,152	8,163	8,097

資料: 畜産課(各年2月1日現在)

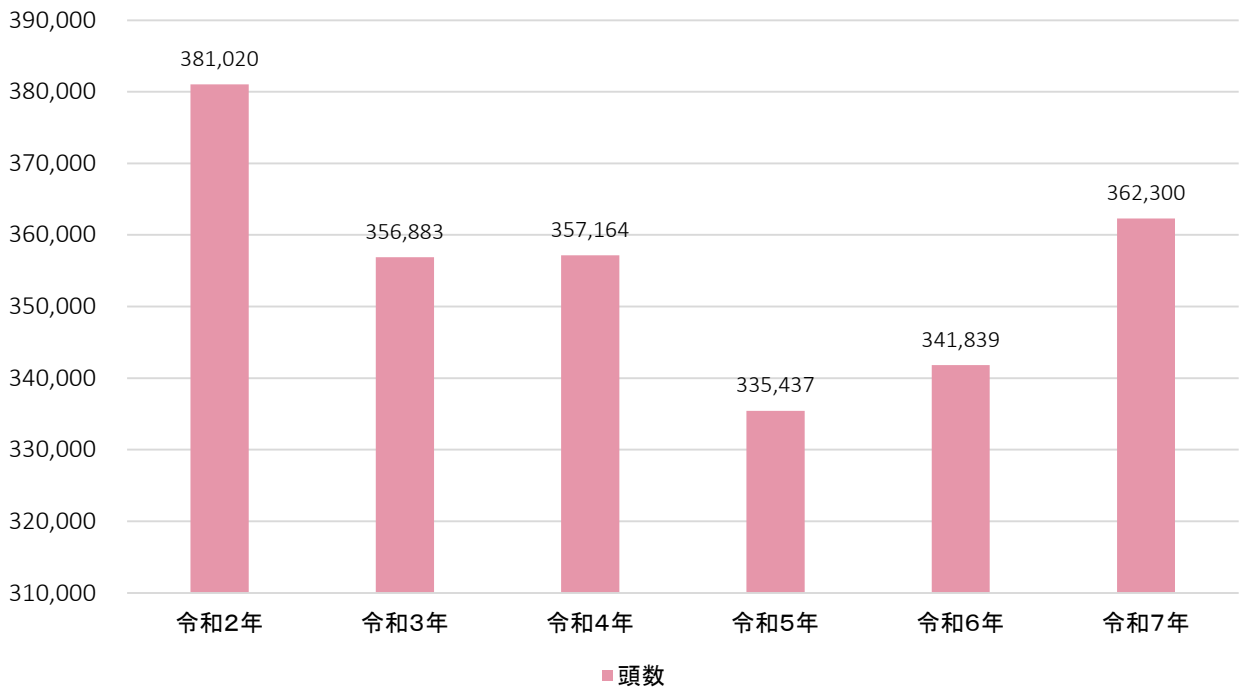
※生産・肥育を一貫して行う肉用牛農家の計上方法について

R5までは主の形態(いずれか頭数の多い方)を計上していましたが、R6からは生産・肥育のそれぞれの戸数・農場数で計上しています。

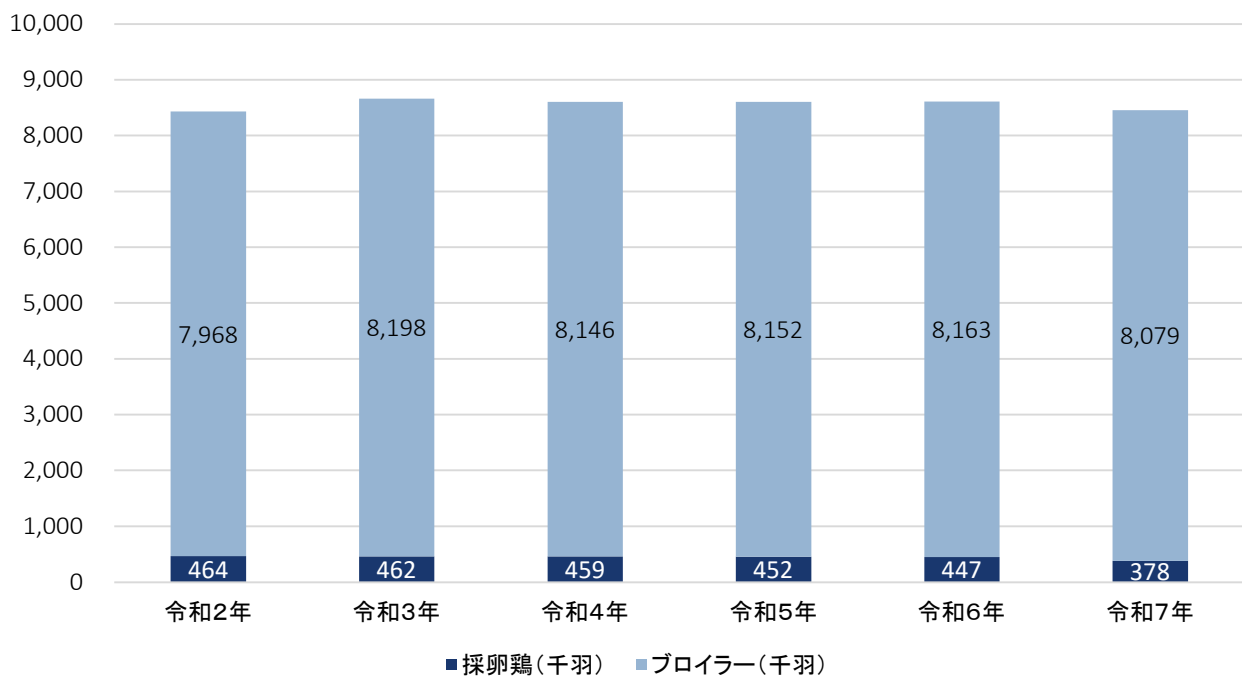
牛の飼養頭数



豚の飼養頭数



鶏の飼養羽数

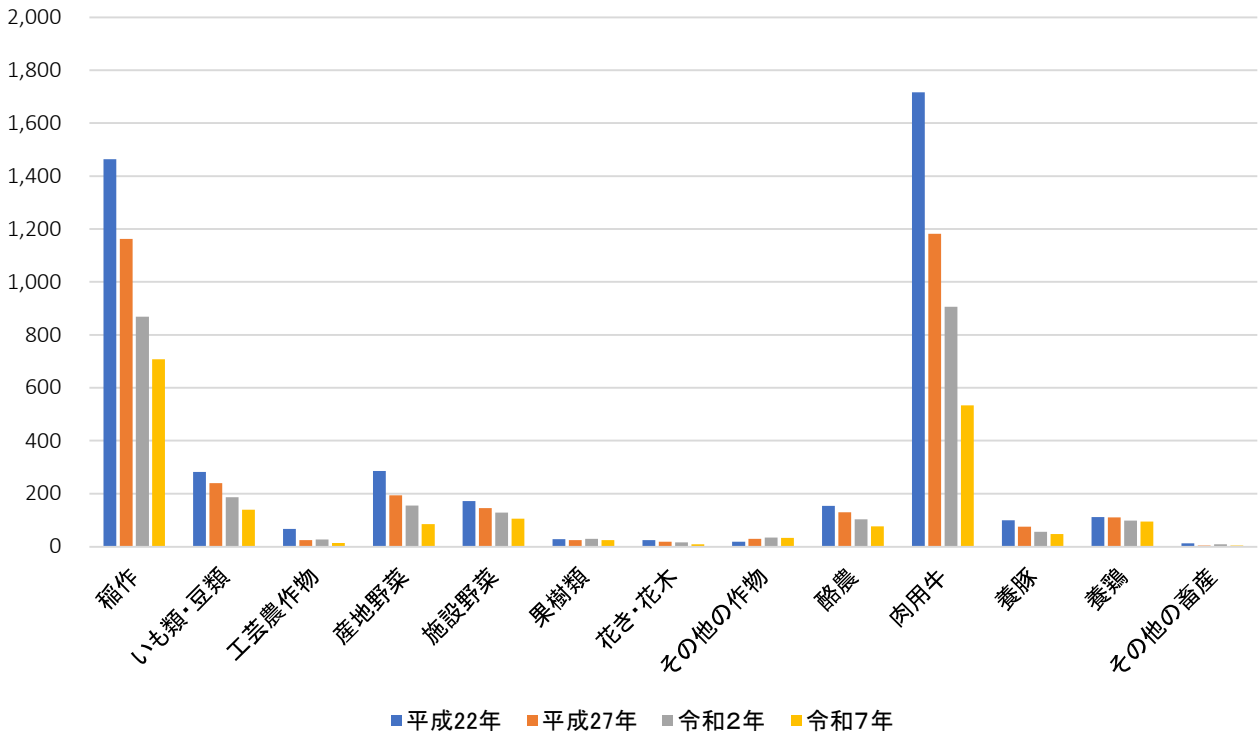


6. 農産物販売金額1位の部門経営体数

(単位:経営体)

年次	計 構成%	稲 作	いも 類・豆 類	工芸 農作物	露地 野菜	施設 野菜	果樹 類	花き ・花木	その 他の 作物	酪農	肉用 牛	養豚	養鶏	その 他の 畜産
平成 22 年	4,437	1,464	282	67	286	172	28	24	19	154	1,716	100	112	13
	100%	33.0%	6.4%	1.5%	6.4%	3.9%	0.6%	0.5%	0.4%	3.5%	38.7%	2.3%	2.5%	0.3%
平成 27 年	3,339	1,162	240	25	194	145	24	19	29	130	1,182	75	110	4
	100%	34.8%	7.2%	0.7%	5.8%	4.3%	0.7%	0.6%	0.9%	3.9%	35.4%	2.2%	3.3%	0.1%
令和 2 年	2,616	868	186	27	155	129	29	16	34	103	906	56	98	9
	100%	33.2%	7.1%	1.0%	5.9%	4.9%	1.1%	0.6%	1.3%	3.9%	34.6%	2.1%	3.7%	0.3%
令和 7 年	1,875	708	139	14	85	106	24	9	33	77	534	47	95	4
	100%	37.8%	7.4%	0.7%	4.5%	5.7%	1.3%	0.5%	1.8%	4.1%	28.5%	2.5%	5.1%	0.2%

資料:農林業 2025(農林水産省) 1 農林業経営体調査,2 産業経営体,(7)農産物販売金額1位の部門別経営体数
※数値については、平成17年1月1日現在の市域の境界に基づいて組み替えています。



7. 年齢別基幹的農業従事者数

(単位:人)

年次	計 構成%	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	平均年齢
平成22年	7,193	8	128	249	453	1,105	1,888	3,362	65.5 歳
	100%	0.1%	1.8%	3.5%	6.3%	15.4%	26.2%	46.7%	
平成27年	5,447	73		198	300	705	1,494	2,677	66.8 歳
	100%	1.3%		3.6%	5.5%	12.9%	27.4%	49.1%	
令和2年	3,988	2	48	164	265	427	1,112	1,970	67.0 歳
	100%	0.1%	1.2%	4.1%	6.6%	10.7%	27.9%	49.4%	
令和7年	2,769	1	47	141	245	293	633	1,409	66.1 歳
	100%	0.04%	1.7%	5.1%	8.8%	10.6%	22.9%	50.9%	

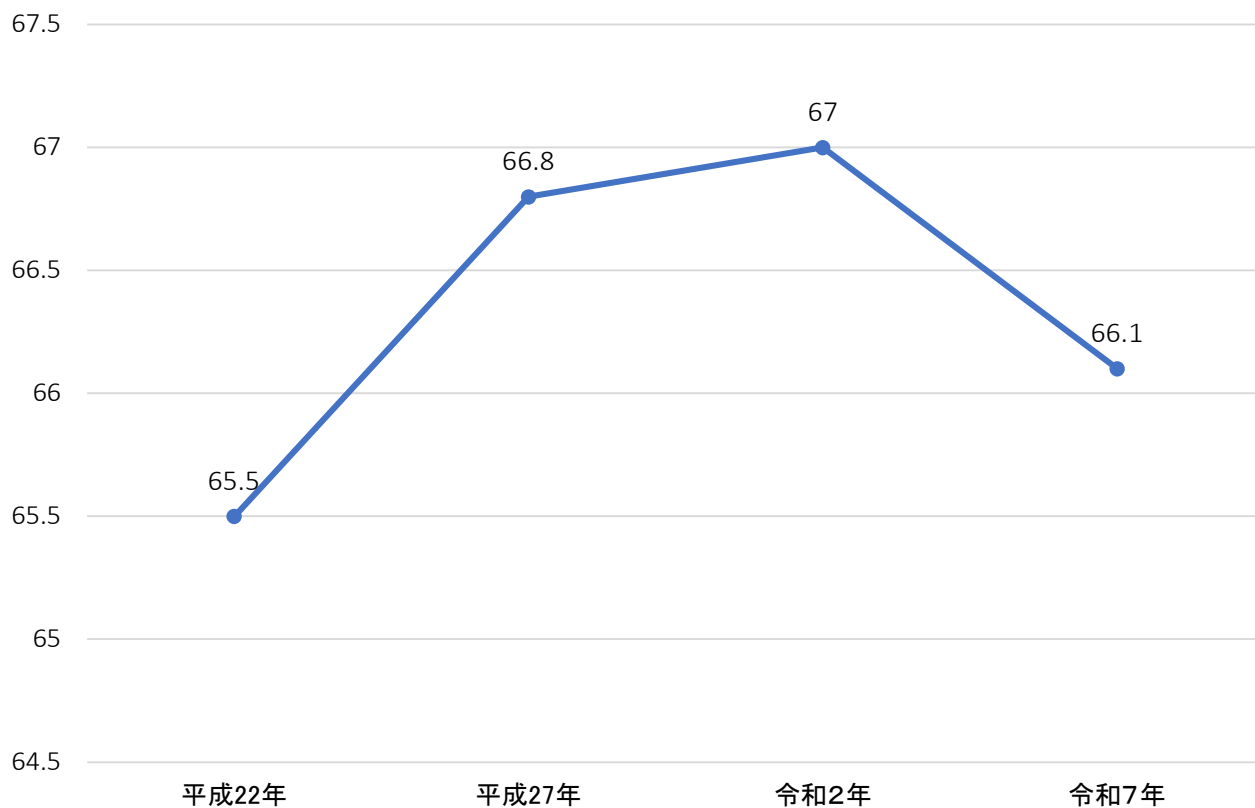
資料:農林業センサス(農林水産省)

1 農林業経営体調査,2 産業経営体,(14)年齢階層別基幹的農業従事者数(個人経営体)

※数値については、平成 18 年 1 月 1 日現在の市域の境界に基づいて組み替えています。

※平均年齢については、平成 17 年までは旧都城市のみの集計結果

基幹的農業従事者の平均年齢



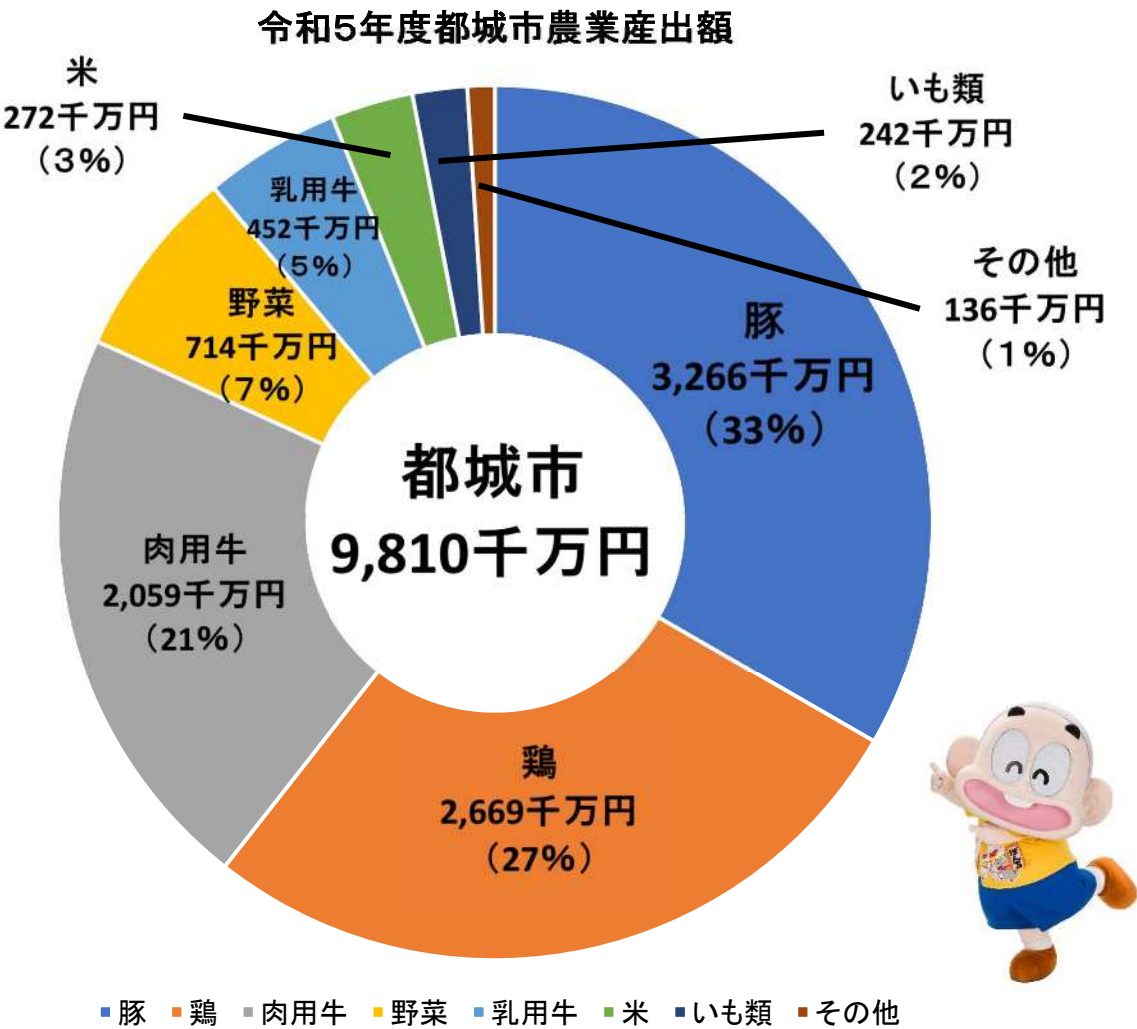
8. 市町村別の農業産出額(推計)全国順位

令和5年

(単位:千万円)

順位	市町村名	都道府県名	金額
1	都城市	宮崎県	9,810
2	田原市	愛知県	8,911
3	銚田市	茨城県	6,771
4	別海町	北海道	6,393
5	旭市	千葉県	5,594

資料:農林水産省 R7.3.25 公表



第6章 都城市農林業関係行政組織図

農政部		地域振興部	
農政課(部総括参事)	総括担当	山之口総合支所	産業振興担当
		産業建設課	・農村整備事務 ・農業委員会事務
	担い手対策担当		
	農政企画担当	高城総合支所	産業振興担当
		産業建設課	・農業委員会事務 建設担当
農産園芸課	農産担当		・農村整備事務
	園芸特産担当	山田総合支所	産業振興担当
		産業建設課	・農村整備事務 ・農業委員会事務
	畑かん営農推進担当		
畜産課	畜産振興担当	高崎総合支所	産業振興担当
		産業建設課	・農村整備事務 ・農業委員会事務
	環境防疫担当		
農村整備課	農村整備担当		
	農地防災担当	農業委員会事務局	農政担当
	地籍管理担当		農地担当
観光 PR 部		環境森林部	
みやこんじょ PR 課	物産担当	森林保全課	森林整備担当
			自然環境担当
			林政担当



幸せ上々、みやこのじょう

日本一の肉と焼酎、とっておきの自然と伝統

都城市農政部・観光 PR 部	
環境森林部・地域振興部 各総合支所産業建設課	
(所 属)	(☎)
農 政 課	2 3 - 2 7 6 8
農 産 園 芸 課	2 3 - 2 4 2 5
畜 産 課	2 3 - 2 7 6 9
農 村 整 備 課	2 3 - 2 9 8 1
みやこんじょ PR 課	2 3 - 2 1 9 3
森 林 保 全 課	2 3 - 2 1 5 2
農業委員会事務局	2 3 - 7 8 6 8
山之口産業建設課	5 7 - 3 1 1 3
高城産業建設課	5 8 - 2 3 1 0
山田産業建設課	6 4 - 1 1 1 3
高崎産業建設課	6 2 - 1 1 1 3